

- 同(坂本剛二君紹介)(第一三九〇号)
- 同(城島正光君紹介)(第一三九一号)
- 同(鈴木俊一君紹介)(第一三九二号)
- 同(園田康博君紹介)(第一三九三号)
- 同(高木美智代君紹介)(第一三九四号)
- 同(高木義明君紹介)(第一三九五号)
- 同(竹下巨君紹介)(第一三九六号)
- 同(武山百合子君紹介)(第一三九七号)
- 同(橋本太郎君紹介)(第一三九八号)
- 同(棚橋泰文君紹介)(第一三九九号)
- 同(谷本龍哉君紹介)(第一四〇〇号)
- 同(寺田学君紹介)(第一四〇一号)
- 同(中井治君紹介)(第一四〇二号)
- 同(中川正春君紹介)(第一四〇三号)
- 同(中野正志君紹介)(第一四〇四号)
- 同(中村哲治君紹介)(第一四〇五号)
- 同(中山成彬君紹介)(第一四〇六号)
- 同(中山泰秀君紹介)(第一四〇七号)
- 同(西村明宏君紹介)(第一四〇八号)
- 同(西村康稔君紹介)(第一四〇九号)
- 同(根本匠君紹介)(第一四一〇号)
- 同(能勢和子君紹介)(第一四一一号)
- 同(橋本清仁君紹介)(第一四一二号)
- 同(樋高剛君紹介)(第一四一三号)
- 同(平井卓也君紹介)(第一四一四号)
- 同(福島豊君紹介)(第一四一五号)
- 同(冬柴鐵三君紹介)(第一四一六号)
- 同(保利耕輔君紹介)(第一四一七号)
- 同(細川律夫君紹介)(第一四一八号)
- 同(牧野聖修君紹介)(第一四一九号)
- 同(松下忠洋君紹介)(第一四二〇号)
- 同(松島みどり君紹介)(第一四二一号)
- 同(松本龍君紹介)(第一四二二号)
- 同(御法川信英君紹介)(第一四二三号)
- 同(武藤嘉文君紹介)(第一四二四号)
- 同(村井仁君紹介)(第一四二五号)
- 同(村田吉隆君紹介)(第一四二六号)
- 同(望月義夫君紹介)(第一四二七号)
- 同(森田一君紹介)(第一四二八号)

- 同(谷津義男君紹介)(第一四二九号)
- 同(山本公一君紹介)(第一四三〇号)
- 同(山本拓君紹介)(第一四三一号)
- 同(吉田泉君紹介)(第一四三二号)
- 同(吉野正芳君紹介)(第一四三三号)
- 同(米澤隆君紹介)(第一四三四号)
- 最低保障年金制度創設等に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一四三五号)
- 同(石井郁子君紹介)(第一四三六号)
- 同(穀田恵二君紹介)(第一四三七号)
- 同(佐々木憲昭君紹介)(第一四三八号)
- 同(志位和夫君紹介)(第一四三九号)
- 同(塩川鉄也君紹介)(第一四四〇号)
- 同(高橋千鶴子君紹介)(第一四四一号)
- 同(山口富男君紹介)(第一四四二号)
- 同(吉井英勝君紹介)(第一四四三号)
- 社会保障制度拡充等に関する請願(石井郁子君紹介)(第一四四四号)
- 同(志位和夫君紹介)(第一四四五号)
- 有期雇用労働者に育児介護休業法の適用に関する請願(石井郁子君紹介)(第一四四六号)
- 国立病院に働く職員の雇用継続に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第一四四七号)
- 育児・介護休業法の整備等に関する請願(山口富男君紹介)(第一四四九号)
- 育児・介護休業法の改正に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第一四五二号)

○**衛藤委員長** これより会議を開きます。
開会に先立ちまして、民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合所属委員に対し、事務局をして御出席を要請いたしましたが、御出席が得られません。
再度理事をして御出席を要請いたさせますので、しばらくお待ちください。
速記をとめてください。
〔速記中止〕

○**衛藤委員長** 速記を起してください。
理事をして再度御出席を要請いたさせましたが、民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合所属委員の御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。
内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
各案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省年金局長吉武民樹君、社会保険庁運営部長薄井康紀君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○**衛藤委員長** 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○**衛藤委員長** これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安倍晋三君。

○**安倍晋三** 自由民主党の安倍晋三であります。年金制度改革について質問したいと思います。その前に、一言申し上げておかなければなりません。それは、この議場内の十八の空席についてであります。
昨年の総選挙において、国民の皆さんは、国民の生活を守るために、また、より向上させるために、そして子供たちの未来のために、しっかりと国会で有権者を代表して議論してもらいたい、そ

して、どの候補者がその一票を託すに足るか、思いを込めて一票を投じられたのだろう、こう思うわけであります。
我々国会議員の大きな責任は、その国民の負託にこたえて、本会議場において、そしてまた委員会室において、しっかりと議論をしていくことであるのか、何を覚えていくべきかを明らかにする、それが私たちの責任であり、義務でもあります。街頭で演説をしたり、あるいはテレビの討論会ですら、これは国会議員以外にもできるわけであり、我々にしか与えられていない権利は、この議場で議論することであり、であるからこそ、私たちにとって重い責任として、しっかりと議論をこの委員会室で進めていくことではないだろうか、こう思うわけであり、私たちは、国民の生活に最も結びついた、そして将来の安心である年金制度改革を議論する、この通常国会の大きなテーマでもあるわけであり、我々与党はそれぞれ党議決定をし、そして政府はこの年金改革関連法案を提出しているわけであり、そして、きょうから国民の目の前で我々はしっかりと議論を進めていきたい、こう考えています。
ドアは開かれていますのであります。民主党の十七名の委員の皆さん、そして社民党の一名の委員の皆さんに、ぜひとも速やかにこの委員会室に戻って、その責任を果たしていただきたい、こう思います。それが国民の望みであり、昨年彼らに一票を投じた多くの、何十万という有権者の願いであり要求である、このように思うわけであり、ます。
それでは、質問に入らせていただきたいというふうに思います。
今回の年金制度改革は、どのような体制のもとにおいても給付と負担の均衡を図り、しっかりと持続可能な年金制度をつくらなければならない、抜本的な改革である、こう思います。今まで、五年毎に年金再計算を行い、そして、そのたびに給

付と負担を変えて、法案の改正を行ってきたわけであり。当初の出生率の予測がそのたびごとに下回ってきたということもあります。そうしたことが年金制度に対する安心感を毀損させてきたというのが事実ではないだろうか、こう思います。

今回の抜本改革におきまして、我々は、出生率と密接なかわりのある労働力人口、そして平均寿命の余命を数値化したものをマクロスライドとして、そうした変化に自動的に対応できる持続可能な制度に改革を行ったものであります。

もし、今この改革を行わなければ、前回の改革によって保険料の凍結を行っていた結果、年金財政は赤字基調になっておりますし、このまま放置をいたしておりますと、厚生年金は二〇二一年に、そして国民年金は二〇一七年に積立金が枯渇する、こういうことになってしまうわけであり。我々は、責任ある政党としてこの状況を放置するわけにはいかない、こう決断し、この抜本的な改革に取り組み、そして成案を得て党議決定に至ったということでございます。

こうした年金制度の改革について言えば、いろいろな設計がある、いろいろな考え方があるのは当然であります。私たちの党内での議論の中におきましても、基礎年金部分はすべて税で賄った方がいいんじゃないかという議論があったのも事実でございます。民主党が出している案もややそれに近い案ではないだろうか、最低保障年金の部分すべてで税で賄う、こういう形にしています。

この仕組みは一見わかりやすそうに見えるわけでありますが、果たして本当にいいのだろうか、このように思うわけでありまして、そしてその結果、与党の案として、政府案としては、基礎年金の部分の二分の一を税金を入れる、国庫で負担する、そのように最終的に決定をしたわけであり。民主党が考えているようにすべて税金で賄うというのではないかと、私は、大きな不公平が生じるのではないだろうか、こう思うわけでありま

す。二十から年金受給に至るまで皆々と四十年以上年金をまじめに払い続けた人たち、そしてまたもうすぐ年金をもらおうとしている人たち、この皆さんは、ずっとまじめにこつこつと年金を払い、そしてその年金制度、保険制度の対価として給付を受ける、こういうことになるわけであり。す。

しかし、将来この部分を全額税にする、保険料を免除するという形にしたときには、民主党案はそれを消費税で賄う、こういうことであります。ということになりますと、今まで皆々と、ずっとまじめにこつこつ払ってきた年金をもらっている人たちも、またこれからはおおうとする人たちにも、この保険料を払わなくていい人たちのために、消費税という形でその人たちも負担をしなければならぬ、こういうことになるわけであり。す。

年金制度というのは、五十年、百年という長いスパンでの制度でありますから、当然その中で多少の不公平は出てくるわけでありますが、これは耐えられない不公平ではないだろうか、その結果、年金制度に対する信頼感は失われ、崩壊につながっていく、私はこのように考えるわけであり。す。

政府の御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○坂口国務大臣 安倍幹事長に御質問をいただきまして、大変恐縮に存じます。

ただいまお話ございましたように、年金は負担と給付からでき上がっているわけでございまして、現在の年金制度は、負担につきましても、その人がその能力に応じて負担をする、そして、給付の方はできるだけ公平に給付を行う、そういう形ででき上がっているわけであり。す。負担を少なくともその能力に応じて行うということが原理原則になっているわけでありまして、これは現在の年金の哲学と言ってもいいというふうに私も思っております。

今御指摘をいただきましたように、この基礎年

金すべて、あるいはまたその多くであったといったにしても、それを税制で置きかえるということになりますと、先ほど御指摘をいただきましたような不公平というものが生じてくることは、私もそのとおりだというふうに思っております。

やはり、年金制度、今後もこの制度を維持しなければならぬわけでございますし、この少子高齢化の中でそれをつくり上げていかなければならないわけでございますから、お若い皆さん方には、あるいはまた次の世代の皆さん方には、この御負担をいただかなければならないことは事実でございますけれども、しかし、負担と給付、お互いが支え合うというこの制度があつて初めて継続できるものというふうに思っている次第でございます。

○安倍委員 基礎年金の給付費について言えば、来年度は十六・八兆円であり。す。しかし、その後、高齢人口はふえ続けるわけでありまして、二〇二五年には二十七・二兆円に達する、こういうことになってくるわけであり。す。

一方、民主党案について言えば、民主党案は現行の保険料はそのまま据え置き、一三・五八兆は据え置いていくというわけであり。す。そして、それと同時に、大体給付は現役世代の五〇％ぐらいは出せるんじゃないだろうか、こういうことを言っております。

今、大体四人で一人の年金受給者を支えているという仕組みが、二〇二五年には二人で一人になっていくわけであり。す。それを考えていけば、それはとても無理だろうというのだけれども、ええとわかることだ、こう思うわけでございます。現行程度の保険料率を維持して所得比例年金に充てる場合には、中低所得者層にかなりの彼らが言っている最低保障年金、つまりすべてで税で賄う給付をしなければ当然現行の給付は維持できないということになれば、彼らが言っているように三〇程度消費税を上げることと済むとはとても思えないわけであり。す。

しかも、さらに彼らは、移行期には現行制度に

よる給付を行っていくことを言っております。その間の足りない分は国庫で、税金で持つ、こう言っているわけであり。す。当然さらにはそれは消費税に上乗せをしなければいけない話であつて、これは相当の消費税率につながっていく、このように私は思うわけであり。す。

まさに彼らは、選挙を目前にしているので、保険料率はそのままだにしていく、あるいは給付はやっていくということを行っているにすぎない、全く給にかいたもち以前の案ではないだろうか、こう私は思うわけであり。す。

民主党は、年金のいわゆる一元化についての総理の御発言について質問をした際の総理の答弁が気に食わないといつて、今審議に残念ながら加わっていないわけであり。す。与党と野党という関係の中で、いつも総理が野党の質問に対して彼らの気に入る答弁ができるとは限らないわけであり。す。であるからこそ、与野党に分かれていて、そしてその中で議論を進めていく、それが議会ではないだろうか、こう思うわけであり。す。

この年金の一元化について議論を少し整理していきたい、こう思うわけでございます。今までは年金一元化はどのように進められてきたのか、そしてまた、今後どのように進めていくことが決まっているかについて、お伺いをしたいと思います。

○坂口国務大臣 年金の一元化という言葉は言われて久しいわけでございますが、一元化の中心につきましても、その時々、やはり意味合いも違っていたというふうに思います。

昭和五十九年でございますか、閣議決定がされておりました、これは、いわゆる被用者保険、すなわちサラリーマンの入つておる厚生年金を初めとした共済年金その他の職域年金の一元化を言ったものでありまして、現在の国民年金を含めた一元化ではなかったというふうに思っております。私も読み直しましたけれども、そういうふう

以後、サラリーマンの報酬に比例しました二階部分につきまして、共済年金の給付設計を厚生年金と同じように見直しを行いましたり、あるいはまた、就業構造の変化でありますとか制度の成熟化に対応した制度の安定化と公平化を図るために、財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るといったようなことをやりました。

さらに、御承知のとおり、旧国鉄、たばこ産業そしてNTT、これらの分野が厚生年金と合併されたことと同じになったわけでありまして、こうしたことが逐一されてまいりましたところでございます。

そして、平成十三年の閣議決定がございまして、これは、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るためのさらなる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図る、こういうことを述べておりまして、とりわけ現在の共済年金、それも国の共済、そして地方の共済、そうした財政的な問題をどういふふうにより一元化していくかといったようなことにつきまして進められているのが現状でございます。

そうした中で、国民年金を含めました一元化というのは、今回私は初めて出てきたのではないかとはいふふうに思っております。もともと、サラリーマンと自営業者の皆さん方というのは大きな違いがございまして、一番大きな違いは、何と申しましても、定年制があるのとないのと、それが大きな違いでございますし、もう一つ、所得がいつも変化する。サラリーマンはそんなに大きな変化はないのが普通でございますけれども、自営業者の場合には年々歳々変化をすといつたことがございまして、そうしたものを、同じ年金制度の中でそれを表現できるかどうかということ、非常に難しい点だといふふうに思っている次第でございます。

○安倍委員 今の大臣の御答弁によりまして、年金制度の一元化というのは、そもそも二階建ての制度を前提に進めてきたわけであって、一階部分の基礎年金については、これは基礎年金という形

で一元化されたと言ってもいいと思えます。そして、二階の部分については、いわゆる被用者保険について一元化を進めてきた、こういうことなんだろうと思えます。しかし、この被用者保険の部分と国民年金は、そもそも成り立ちも違うわけでありまして、被保険者の業態も違うわけでありまして、ここは前提としてこなかったというのが政府の立場であった、こういうことだと思えます。

しかし、総理は、やはり常に年金制度というのはベストなものを目指さなければならぬ、その中では、いろいろな可能性を求めて何がベストかを考える、また検討するべきであるという中であって、年金の一元化ということも当然考えなければならぬということをおっしゃったんだらう、それは当然ある問題意識なんだらう、私はこう思うわけでありまして。

私は個人的には、国民年金と被用者保険を果たして一つにするのがいんだらうかという感じはあります。その中で、これを一つにする際の問題点、そしてまた、もし問題点を乗り越えて一つにしたときのメリットはどういふものがあるのかどうかということについて、政府にお伺いをしたいと思います。

○坂口国務大臣 一元化をするといふふうにいりましたときに、一元化の姿形もさまざまあるんだらうと思えます。日本経団連の皆さん方がおっしゃっておりますように、いわゆる基礎年金は一律にして、そして二階部分は民営化をするというふうな一元化の中にはあるわけでございます。ただ、一元化のやり方というのでもさまざまあるんだらうといふふうに思っております。

ただ、民主党が御指摘になっておりますように一元化をしようといふふうに思いますが、どういふものがきちんとできるということが大前提になるといふふうに思えます。この所得把握というものができなければいけないわけでございますので、これは納税者番号制か何かを導入して所得を

把握していくということが多分行われなければならぬと思っております。納税者番号を導入いたしましたも、キャッシュレージンやそうしたものを把握することはなかなか至難のわざではないかと思えますが、一応、そういう問題点がございまして、それからもう一つ、自営業者の皆さん方に保険料を出していただきますときに、それは売り上げの額から出さなければいけません、あるいはそこから経費を引いた所得から出さなければいけません、あるいは課税所得から出さなければいけません、こうしたこともこれから問題になるのではないかとはいふふうに思えます。サラリーマンでありますので、給与からそのまま保険料が掛けられておりますので、それと同じようにするということになりまして、売り上げそのものに対して掛けるということになりますし、これはなかなか大変なことだと思っております。そうした問題点がございまして。

それから、個人単位にするのかどうかということについては、明確ではございませぬけれども、いわゆるスウェーデン方式、スウェーデンがやっておりますのは個人単位になっているわけでございます。個人単位にするということになれば、女性の賃金、男女格差というものを今後どういふふうに直していくかといったような問題も大きな課題に上ってくるのではないかとはいふふうに思っております。

○安倍委員 今後さらに年金制度の検討というのは当然続けていくべきなんだろう、こう思うわけでありまして。しかし、今回の年金制度は、我々自信を持って国民の皆様様に提示できる抜本的な改革である、こう思うわけでありまして。次には介護保険制度の改革があり、そして次には医療保険制度の改革がある、こう思うわけでありまして、こうした社会保障制度の改革全体をにらんで、給付と負担のバランスがどうあるべきか、あるいは高齢者への給付額はどれくらい適切かどうか、あるいは高齢者への給付とそしてまた子供たちへの給付、児童への給付とのバランスがどうあるべきか

ということもやはり今後考えていかなければならないだろう、こう思うわけでありまして。いずれ、今回の年金制度改革を織り込んだ社会保障全体の給付と負担の見通しが示されるというふうな聞いてあるわけでありまして、今回の年金制度改革によって社会保障全体の国民負担はどの程度になるのかということについて、お伺いをしたいと思います。

○坂口国務大臣 社会保障全体の給付と負担の見通しでございますが、これは平成十四年一月に行われました人口推計を踏まえまして平成十四年の五月に策定したものでございまして、それによりますと、二〇二五年の社会保障に係ります負担は、対国民所得比で三二・五％というふうになっております。今回、この年金制度の改正で年金の保険料の上限を一八％台に落としましたので、これで二％ぐらゐ減るというふうな計算をいたしております。現在のところ、全体で三〇％、対国民所得比で三〇％程度というふうに見込んでいます。

今後の医療費の動向、とりわけ高齢者医療の動向、さらに介護の動向等によりまして、この値に多少の違いは出てくるかと思えますけれども、介護とそれから医療との間の整合性、特に、そこに重なりがある部分はなくしていかなければならぬといふふうな思っております。また、年金とそして介護あるいは医療との関係につきましても、そこで整理をしなければならぬところは整理をしていくということで、我々も今後の社会保障全体に穴があいているようなことがないように、あるいはまた重なりがないように、そうしたことに十分な注意をしながらやっていかなければならないといふふうな思っているところでござい

○安倍委員 年金制度に対する不安の中の一つは、未納者が増加をしているということでありまして。よく、マスコミにおいて、またあるいは野党の皆さんが、未納者が四割もいる、事実上崩壊しているではないか、こんなことを報道したり、ま

というふうなこともやばい今後考えていかなければならないだろう、こう思うわけでありまして。いずれ、今回の年金制度改革を織り込んだ社会保障全体の給付と負担の見通しが示されるというふうな聞いてあるわけでありまして、今回の年金制度改革によって社会保障全体の国民負担はどの程度になるのかということについて、お伺いをしたいと思います。

た主張しているわけでありませう。確かに、未納者の増加というのは重大な問題であるというふうに思っています。

しかし、この未納者の問題であります。保険料を払っておられない方々の中には二種類あるという事は、意外と国民の皆様も御存じないのではないかと、思っています。それは、一つのカテゴリーは、本来年金保険料を払わなければならぬのに払っていない方々、そしてもう一つは、所得が低いということによって払いたくても払えないという方々であります。

いわゆる免除者の方々と未納者、二つの分類になるわけでありまして、この未納者の皆さん、江角マキコさんなんかその一つの例なんだろうと思っておりますが、こういう皆さんについては、払っていない分については年金がもらえないわけでありませう。そして、あるとき気持ちをいれかえて払おうと思っても、これは二年しかなかったら、それができないということになります。

一方、所得が低いために払いたくても払えない方々について言えば、これは払えるようになれば十年間さかのぼって払うことができますし、そしてまた、国費が入っている部分、現在でいえば三分の一については三分の一だけでも払うことができます。将来二分の一に上げていけば二分の一ということになるんだらう、こう思っています。

未納者の数は現在三百二十七万人、そして免除者の数は、これは大分ふえまして、四百七十五万人ということになります。この未納者が増加、またあるいは現在のこの状況が年金制度の崩壊につながるかの、この議論があるわけでありませうが、実際に果たしてこの未納者の増加は年金財政どの程度影響を与えるのか、お伺いをしたいと思います。

○坂口国務大臣 もし具体的な数字が必要でございまして局長の方から少し答弁をさせますが、今お話ございましたとおり、国民年金の未納者の問題は払えない人と払わない人と両方あるわけでありまして、いわゆる払わない人に対してどうし

ていくか。

今御指摘のように、三百数十万人の人たちがいるわけでございますが、その人たちをどうするかという問題でございますが、未納者が存在することによりまして、短期的に見ますと、これは、厚生年金制度でありますとか共済年金制度が負担する基礎年金拠出金というものが割高になるといふことはあるというふうに思いますが、しかし、長い目で見ますと、払わなかった人には、これはもう年金を払わないわけでございますから、今度は給付の面でそこに不必要な部分が出てくると申しますか、払わなかった人には払わないということ、そこで財源が浮いてくる。結局のところはプラスマイナスなくなるわけでございます。

もし影響するとすれば、それはいわゆる積立金で、そこで調整をしていくわけでございます。で、一時的に積立金が若干減って、いわゆる積立金の運用益というものが若干影響を与えるということはあるんだらうと思っておりますが、しかし、結果としては御迷惑をかけないということになるというふうには理解をいたしております。

○安倍委員 いずれにいたしまして、この未納者の問題を殊さら誇大に宣伝をして、いたずらに保険制度への不安をおおりに立てるべきではない、こう思うわけでありませう。しかし、江角さんのケースでもわかつたように、十分にやはり本人に通知をする、あるいはしつかりと催促をするということが必要ではないんだらうか、こう思うわけでありませう。

時間が参りました。重ねまして、民主党の十七名の委員の皆さん、そして社民党の方に、速やかにこの議場に戻って一緒に議論をしていただきたい、このようにお願いをいたしまして、私の質問を終えさせていただきます。どうもありがとうございます。

○衛藤委員長 次に、長勢甚遠君。
○長勢委員 自民党の長勢甚遠でございます。ようやく年金改革法案の審議に入ることができました。まことに残念なことは、民主党、社民党

の皆さんが御欠席だということでありませう。野党は、先ほど幹事長からもお話がございましたが、みずからが法案が出せないでいるということとを理由にして政府案の審議を拒否する、まして、みずから本会議に出ながら、それが気に食わないといって本会議のやり直しを求めるといふこと、全く単に法案の審議を引き延ばすだけのことでございます。選挙目当ての行動と言わざるを得ない。国民が最も関心を持つておられるこの問題について審議をポイコットするというのは、責任政党としてなすべきことではないと考えます。

我々としてもこの場で堂々ときちんとした審議をしたかったわけでございますが、と申して、こういう理不尽な行動のために審議に入れないということには許されぬことでございます。このように残念でございますが、民主党、社民党の皆さんの猛省を望むところでございます。

民主党さんが法案をいつ出されるのか、もうすぐという話も聞きますが、ぜひ出してもらって、この場で堂々と議論をしたい、我々は手ぐすねを引いて待つておるのであります。ここできちんとした議論をすれば、我々の政府案が真にこれから国民のためになるものであるということを確認にすることができるといふわけでありますので、我々は断固としてこの成立のために全力を挙げる、この決意をまず申し上げたいと思っております。

伝えられておられる野党案と称するものには、幹事長もお触れになりましたけれども、まことにたくさんさんの問題があるわけでありませうから、実は私もここでこのことをただしたかったのではございませうけれども、まだ出ておりませう。そこで、きょうは、政府案について国民の皆さんに理解が若干不足しておる、あるいは誤解もあると思っております。政府案について国民の皆さんが十分に理解をいただけるように、そのことを念頭に置いて御質問をさせていただきますと思っております。

まず、どういうわけかといひますか、年金は皆さん大変関心を持っておられるわけでありませうが、政府案に対しては必ずしも評判がよろしくない、批判がたつきさんある、これが現実と言つてもいいかもしれませう。また、そういうふうに見える、また感ずる方々がおられるというのには、何と申しても、だれでも保険料が上がったり給付が下がったりするのは嫌でありますから、そう思うのは自然といえば自然であります。

そういう中で、夏には参議院選挙もあるわけで、これだけ批判があるにもかかわらず、また、参議院選挙に不利ではないかと言われておられるにもかかわらず、この法案は断固として成立を図らなされる理由、これは何で日本のためになるのか、この決意をひとつまず最初にお伺いしたいと思います。

○森副大臣 坂口大臣が参議院本会議に出席のために、私の方から御答弁をさせていただきます。釈迦に説法でございますけれども、少子高齢化が想像を絶するスピードで進行しております。この年金制度を今のままほうっておきますと、二〇三〇年代になりますと最終的な保険料水準が、厚生年金で二六％、国民年金で二万九千五百円という高水準になります。こういふことで、将来世代の負担が大変大きいものとなりますので、制度を持続可能なものとする改革が現時点において喫緊の課題となっております。

これまでも随時改正を重ねてきたわけでございますけれども、人口、経済状況の変化があるたびに給付内容などに変化がありましたので、こういったことも、国民の年金制度に対する不安を招来する一因になったのではないかと、いふふうに考えております。

今回の法案は、こうしたことから、五年ごとに改正するのではなく、まず、負担については最終的な保険料を明示する、また、給付については人口や経済の変動に応じて給付を自動的に調整しながら下限を定める、また、基礎年金の国庫負担を引き上げることなどを内容としたものでございまして、いろいろな御意見があることは十分承知を

しておりすけれども、何より、こういった状況を踏まえまして、少子高齢化の進行の中でも持続可能な年金制度に改正いたしますために、今回の法案を通していただくことが私どもの国民に対する責任であるというふうに考えております。

どうか、長勢理事初め委員各位、また各党各派の十分な御審議の上での御理解を心から御期待、お願いを申し上げる次第でございます。

○長勢委員 お話のとおり、年金はもう破綻に瀕しておるわけで、待ったなしであります。にもかかわらず、野党は断固廃案と称しておるわけでありまして、廃案になったらこれはどういうことになるのかということをお大變危惧するものであります。

伝えられる民主党案によりますと、この民主党案なるものは、今年年金制度を改革するという案ではない、五年間かけて、国会に調査会のようなものをつくって検討して、それから改革を進める、こういう、いわゆる改革法案ではなくて改革推進法案というふうに伝えられております。ということは、逆に言うと、廃案にして五年間は伺えないという改革先送りの案であると言わざるを得ません。

ということになると、今副大臣から、今やらなきゃどうするんだ、そのために命がけでやっているんだという力強いお言葉があったわけでありまして、これを五年間このままにしておいたら、当面、保険料は上がらない、年金額も下がらないということになるのかもしませんが、それでどういうことになるのかということ、ひとつ明確におっしゃっていただきたいと思うんですね。

五年間何もなくても破綻が全然進まない、五年後にやっても、仮に保険料を上げる、給付を下げるとしても同じだということになったら、何も慌てることはないということになっちゃいます。私、そんなばかなことあるわけはない。どんどん破綻が進んで、五年後に直そうと思うと、もっとえらいことをしなきゃならぬ、こういうことになったらどうしてくれるんだとい

う思いなんです。

このまま五年間ぼぼっておく、廃案にするということはどういうことになるのか、ひとつ明確に御答弁いただきたいと思います。

○森副大臣 まさに御指摘のとおりでございます。仮に五年間改正を先送りいたしました場合、保険料据え置き、現行給付水準を維持することとなりますから、改正案の収支見通しに比べ、保険料収入は減少し、年金給付は増加いたしますので、年金財政の実質的な赤字幅が大幅に拡大いたします。平成二十年度、すなわち二〇〇八年度の厚生年金の積立金は、改正案の約百五十六兆円から百四十九兆円、すなわち七兆円減少する見込みとなります。

また、年金財政の均衡を図るためには、改正案の収支見通しと比べた財政悪化の影響分を、さらに保険料を引き上げるか、その上に給付水準の調整を行うかによって吸収する必要がありますので、いずれにしても、将来の世代に負担を先送りすることにつながります。

また、つけ加えまして、民主党案では、平成二十一年度以降に新制度が発足するまでの間、先ほど委員から御指摘があったとおり、現行制度を続けることになっていくようにございまして、ただいま申し上げた財政悪化と同じことが生じることになりまして、制度体系をどのようにその時点で変えたとしても、この悪影響は残ることになります。

○長勢委員 わかりやすく言うと、民主党のお考えは、年金の不良債権をさらにさらに大きくしたい、こういうことになるところだと思っております。これは早急にこの改正案を通してこういうことを防がなきゃならぬ、そういう決意を新たにいたします。

ところが、この年金の議論は非常にわかりにくいんですね。大変複雑でありますし、それから、それぞれの方々がいろいろな事情の中でこの制度に加入されておられますので、どの話が自分に関係あるのかなのか、よくわからない。まして、

政府のお話も、マスコミの報道も、いろいろなテレビその他の議論も、大変立派な術語がたくさん出てきまして、何の話をされているのかよく理解できない。私も、地元でいろいろな話を聞いて、きょうもテレビでそういう討論会があったけれども何の話かわかたか聞きまして、何言っているのかよくわからなかつたという人がほとんどであります。これは非常に残念なことでありまして。

そういうことなものですから、逆にいろいろ、大筋とは直接関係のない、ミクロの話が大手を振ってまかり通る。もちろん、そういう問題、制度そのものに絡むいろいろな不合理はあります。例えば、先ほどお話のあつた未納の問題とか、あるいは保険料のむだ遣いの話とか、いろいろな問題があるわけで、これは直さなきゃならぬところでありまして、そのことにかまけて、本筋の大筋の話がでなくなっている。木を見て森を見ずの議論になっていくということは、これからの日本の将来を考える上で非常に困ったことでもあります。ぜひ、国民の皆さんにもう少しわかりやすく、それぞれの身になった議論、話というものができるように、政府も努めていただきたいと思っております。

私も、正直言って余りわかっていない人間の一人でありますので、恥ずかしいのでございまして、ひとつ基本的なところからお聞かせをいただきたいと思っております。

何がわからないといったって、大体自分が、例えば保険料が上がるだの下のだのと言っているけれども、これはおれの話なのか人の話なのかさへよくわからないんですね。年金といつても、言葉だけでも、私が知っているだけでも、まあほかにもあるかもしれないが、基礎年金という言葉があつたり、国民年金という言葉があつたり、厚生年金という言葉があつたりする。では、おれはどの話を聞けばいいのか、どれが関係なのかあるのか。人の話について文句ばかり言っていて、本当に考えてみたら自分には関係なかつたという

のではどうもならないわけでありまして、まず、この三つだけでもわかりやすく、私でもわかるように教えてもらえないでしょうか。年金局長、お願いします。

○吉武政府参考人 その前の御質問、先ほど副大臣が御答弁申し上げました、今回の政府案と違ひまして、保険料を五年間さらに凍結するというところで、簡単に影響を申し上げますと、標準世帯のケースで、将来の厚生年金の新規裁定の給付水準、いわゆるサラリーマンの方ですけれども、五〇・二％が、一・五％ほど低下いたしました。四七・七％になるだろうというふうに考えられます。

それから、将来の保険料率でございますが、最初の引き上げがおくれますので、最終保険料が逆にながらまして、給付水準を下げないとすれば保険料は上がりまして、一八・三％が一・九・三％ぐらいに、約一％程度の影響が出るだろうというところで、先生がおっしゃるとおり、この五年間のどういう政策をとっていただくかというのは、将来の姿に非常に大きな影響を与えるということだろうと思っております。

それから、今お尋ねの件でございますが、先生がおっしゃるように、非常にわかりやすく御説明できるかあれでございますが、一つは、年金のいわゆる集団の単位で申し上げますと、いわゆる国民年金に属していただいている方は、自営業の方、あるいはその自営業の方の奥様でありますとか家内従業者の方、この方が基本でございますが、その中に短時間労働者の方なども入っておりますし、現在の時点で申し上げますと、従業員規模の非常に小さな民間サラリーマンの方も入っております。ただ、国民年金は、基本的には自営業の方を基本に置いて設計をいたしております。

それとは別に財政単位で申し上げますと、民間のサラリーマンの方につきましては、厚生年金というところで保険集団を組んでいただいております。このほかに国家公務員、地方公務員それから現在私学という形で、いわゆる公務員年金の分野がございます。

それから、給付の基本で申し上げますと、この三つの制度につきましては、六十一年の制度改正によりまして、基礎年金という形で、基礎的な給付は共通の水準で給付しようという形になっております。したがって、自営業の方、民間サラリーマンの方、公務員にとりまして、基礎年金は完全に共通の給付でございます。

これに加えて、民間の厚生年金の方につきましては、いわゆる報酬比例年金というのがございます。二階建ての年金があるという形でございます。さらに、公務員年金につきましては、いわゆる職域部分というのがございまして、三階建てになっているというのが現状の姿でございます。

それで、なぜこういう形で分かれておるかというところでございます。先ほど大臣も御答弁申し上げましたように、サラリーマンで申し上げますと、通常は退職することによって稼働の手段をばば喪失するということを想定いたしております。したがって、従前の賃金あるいは従前の収入に対してどういう年金水準を考へるかということでサラリーマンの年金水準を考へていくことになるだろうというふうに思っております。

それから、自営業の方は、先ほど来お話がございまして、実際に、では、どういふ所得を持っておられるかということとはなかなか把握しがたい。しかし、では、自営業の方の所得を収入だけで把握するということは、これは事業をやっておられるわけでありまして、外形標準課税のことにありますので、収入に応じて保険料を払っていたらどうかというのも非常に無理だろうということだろ

うと思っております。国民年金制度の創設以来、いわゆる所得比例の保険料を自営業の方にお願ひできないかということとはずっと検討がされておりますが、これもなかなかできないというところで、自営業の方につきましては、定額の保険料負担をしていただき、先ほど申し上げました共通の基礎年金を給付する、こ

ういう仕組みになっているというのが大まかなところでございます。説明が非常にわかりにくくて申しわけございませんが、そういう形でございます。

○長勢委員 大変わかりやすかったです。自営業の方、店をやっておられる方々と農家の方々等は、勤め人はたくさんもらえていいなという声をどこへ行っても聞かれません。これは国民の通常よく聞かれる不満であります。何でこんなことになっているのかと今る御説明があったわけでございますが、簡単に言うと、サラリーマンは給料に応じて保険料を取られる、これは厚生年金というんだ、そこに入つてもらう。自営業の方々は定額で入つてもらう、これは国民年金、国民年金の人は定額の国民年金しかもらえない。それと、国民年金見合いのものを基礎年金といつて、厚生年金に入つた人は、サラリーマンの方々は、やめたときはその分にプラス自分の保険料に充てた分がもらえる。これだけの違いなんですね。

これは、何でこうせざるを得ないのかということとを、これは先ほどお話しになった一元化の話であります。やはり皆さんに理解しておいてもらわないと、何か上がったの下の下がったのといつて、だれが上がったのやら、だれが下がったのやらという中で、どうしても自分が下がるのは嫌です。だから、あいつがうまくやっていると話に目が行くのは仕方がないんですけども、それを直すときは大変なことになるとも理解した上で、やはりこの年金改革というのは国民の理解を得るようにしていただきたいものだと思つております。

今回の改正は、そういう中で、これから少子高齢化が進む中で、将来とも安定的に持続可能なものにする、このための改革でありますからどうしても必要なわけでございますけれども、たくさん不満が聞かれます。これは、現在年金をもらっている人と、それから今保険料を払っている人とは、方向が違うわけですね。それぞれの思いで

不満を言っておられるわけでありまして、それに対応した説明というか、御理解をいただく必要があると思つております。まず、現在年金をもらっている人たちの不満という不安というのは、今度の改正があれば、これからどんどん将来自分のもう年金が引き下げられていくんじゃないかという不安をお持ちです。そしてまた、今回、年金課税を強化するというのもありますので、ますます年金の額が実質的に目減りしていくんじゃないかという不安をお持ちなわけでありまして、これにぜひお答えをいただきたいと思つております。

まず、将来、今年金ももらっているけれども、自民政府に任せておくとどんどん減らされるという悪宣伝が行われておるわけでありまして、そんなことはないというふうに聞いております。ただ、私がそんなことはないだと言つてもだれも信用してくれませんので、ひとつここで、何で今もらっている人たちは減つていかないのか。何か新聞によると、これから将来受給額は一五%減らすんだというのがでかか載つていて、自分のもどんどん減つていくんだなとみんな思つちゃうわけ、そういうこととの関係も含めて、今後今もらっている人たちの額というのは減るのか減らないのか、どうなっていくのかというのを少し具体的に説明をしていただきたいと思つております。

○吉武政府参考人 現在のこの改正前の制度で申し上げますと、これから年金を受給される方の年金額につきましては、賃金の上昇に応じて年金額を決定するという形になっております。それから、平成十一年の改正をしていただきました。現在年金を受給しておられる方につきましては、物価の上昇に応じて年金額を決定するという形になっております。

それで、今回の最大のテーマであります給付と負担の安定を図ろうという考え方でございまして、先ほどの標準的なケースを申し上げますと、約二十年かけまして、二〇二三年ぐらゐまで、今の基本的な考え方につきましては、被保険者の方の

数がこれから減少してまいりますし、それから、二〇五〇年にかけて平均寿命が延びてまいります。この二つの要素は年金財政にとって不安定な要素でございますので、この二つの要素につきまして、今申し上げました現役の方で申し上げますと、一人当たりの賃金上昇する要素からこの要素を引かせていただいで、賃金の上昇に応じて伸びる年金を少し抑制させていただいて、年金額の改定をさせていただこうというものでござい

ます。それから、既に年金をいただいでいる方につきましても、これからの後輩である現役につきまして、そういう形で、いわば少し我慢をさせていただいて全体の安定のために貢献をさせていただいていただくというのでございまして、既に年金をいただいでいる方につきましても、物価の上昇から今申し上げたような率を引かせていただいで、抑え目の改定をさせていただくという形でございます。

ただ、現在もらっている年金額は減るということとはございませぬ。これは、物価がマイナスになつた場合を除きまして、現在受け取つておられる年金が減るということは行わないというのが今回の基本的な考え方でございまして。

○長勢委員 全体の難しい話はいいんですけども、大事なことでございまして、具体的なことは、下がらないということですね。

○吉武政府参考人 物価がマイナスになるときは外は下がらませぬ。基本的に年金額は下がらませぬ。

○長勢委員 その次に、今度、年金に課税が強化をされるというふう聞いておるわけでございますが、そうすると、実質的には年金額が減るといふか引き下げられるということになるということだと思つております。まあ、これは高齢世代と若い人たちの負担もあるわけでありまして、それなりに所得のある方等々については若干の我慢をしていただかなきゃならぬわけでありまして、これが逆に大変に老後生活に不安を与えるという宣伝もされておるわけでありまして。

○吉武政府参考人 物価がマイナスになるときは外は下がらませぬ。基本的に年金額は下がらませぬ。

○長勢委員 その次に、今度、年金に課税が強化をされるというふう聞いておるわけでございますが、そうすると、実質的には年金額が減るといふか引き下げられるということになるということだと思つております。まあ、これは高齢世代と若い人たちの負担もあるわけでありまして、それなりに所得のある方等々については若干の我慢をしていただかなきゃならぬわけでありまして、これが逆に大変に老後生活に不安を与えるという宣伝もされておるわけでありまして。

○吉武政府参考人 物価がマイナスになるときは外は下がらませぬ。基本的に年金額は下がらませぬ。

そういうことはあつてはならないわけであり、
すので、そういうことになつておるのかどうか。
大体、どういふ方々にこれから税金が、年金課税
が強化されるのか、少しこれも具体的に説明を
していただきたいと思ひます。

また、年金については、日本では、大ざつぱに
言つて保険料は非課税、つまり保険料を払えばそ
の分は非課税、年金をもらえばそのもつた分も
非課税というのが大筋の現行制度でありますけ
れども、世界じゅうではどつちも非課税というの
は珍らしい話で、どつちかでは税金をいただくとい
うのが税の世界でも公平だと思ふんですけれど、
世界では年金に対する課税というのはどういふこ
とになつておるのかも、あわせてお答えをいた
だきたいと思ひます。

○吉武政府参考人 先生の最初のお尋ねでござ
います、いわゆるモデル年金世帯の方、世帯全体
のモデル年金額は年額二百八十三万円ございま
すが、今回の税制の見直しで年金額二百八十五
万円までは課税をされないことになつており
ます。したがひまして、モデル年金で生活を
おられる方については、所得税は引き続き課税を
されないという形でございます。

課税がされますのは、それより高い年金を
らつておられる方でございます、基本的には、
これは企業年金なんかも入つてございますので、
先ほどの例えは公務員年金で三階建ての年金を
らつておられる方でありまして、あるいは企業年
金もらつておられる方について課税がされる
ということでございます。

その課税で申し上げますと、例えば、世帯の合
計収入が年金で三百三十万円の方につきまし
ては、これまでは非課税でございますが、年金課
税の見直しによりまして約三万三千円の課税に
なります。同じ三百三十万円につきまして、現役の給
与所得者世帯で申しますと、八万三千円の御負担
でございますので、年金が高い方に御負担をお願
いいたしますが、なお現役の方に比べますと所得
税の負担水準というのは緩和した形で、徐々に負担

を、課税を引き上げさせていたかつたのが今
回の改正でございます。

それから、年金税制につきましては、先生おつ
しやるとおりでございます。

例えば、アメリカの社会保障年金で申し上げ
ますと、サラリーマンの方が御自分で負担してい
だいておられますが、日本と違ひ
ましてこれは非課税でございます、課税がさ
れます。そのかわり、アメリカの年金給付では、
この部分については課税がされない、入り口で
課税がされますので出口で課税がされないとい
う形でございます。

日本の場合には、基本的には入り口で非課税で
ございまして、事業主さんも非課税、それからサラ
リーマンの方の御本人も非課税でございます、
出口では基本的には課税対象でございますが、先
ほど申しましたように、課税をされない方が相当
数おられるという形でございます。

そういう形で申し上げますと、外国では、アメ
リカはちよつと特別な例でございまして、基本的
には拠出時は非課税というのが一般的でございま
して、給付時には課税をしていこうというものが大
体一般的な姿でございます。

○長勢委員 先ほど言いましたように、それなり
に生活ができる方には、若い方々も負担をしてお
られるわけですから、わかりやすく言うと、給料
の額と年金の額が一緒のときに、若い方々が給料
から取られる税金と、同じ額の年金をもらつてい
るお年寄りが払う税金とが、若い人が高いとい
うのではなかなか難しいことになりまして、そこ
ら辺はひとつみんで考えていこうじゃないかと
いうことは、私は大事なことだと思ふんですね。

そういう意味で、今回そういうことも配慮しな
がら、老後生活に不安のないようにというふう
に配慮されたと思ふんですね。それをもうちよつと
わかりやすく言えないのかね。

○吉武政府参考人 ちよつと額のことだけ申し上
げましてあれでございますが、要するに、年金課
税の基本的なところで申し上げますと、いわゆる

公的年金控除ということで控除をさせていただきます
ます。それにつきましては、六十五歳未満の方は
五十万円、六十五歳以上の方は百万円という控除
でございます。この六十五歳以上の方の控除につ
きまして、百万円から五十万円という形で、六十
五歳以下の年金受給者の方と同じにさせていただきます
しているわけでございます。

しかし、それでは非常に急激な引き下げになり
ますので、いわゆる最低保障額というところで、こ
の額以下はすべて控除するという額を設けており
まして、これが六十五歳未満の方は現在七十万、
それから六十五歳以上の方は百四十万でございます
が、これを七十万から百二十万という形でござ
います。したがひまして、六十五歳以上の方につ
きましては、六十五歳未満の方に対してなお控除
額を大きくいたしました、それで控除額の少し減
少をさせていただきますが、それを百四十万から
百二十万という形で非常に緩やかに減少させてい
ただくという形で対応いたしております。

ちなみに、六十五歳未満の方の所得税の負担に
つきましては現役のサラリーマンの方の負担とほ
ぼ同様な形になつておりました、そのことにより
まして、先ほど私が申し上げましたように、現役
のサラリーマンの方よりも年金額が相当高い方で
あつても負担はなお緩和する形で今回の税制の改
正をやらせていただいているという形でございます。
ちよつと、現行とそれから通常のサラリーマ
ンの方の間に緩和する状態を設けて、それで、モ
デル年金を中心として、いわば余り高くない年金
で生活していただいている方については、この所
得税あるいは住民税の御負担はお願ひをしないとい
うのが今回の税制改正の基本でございます。

○長勢委員 この委員会の場合は、いろいろな役割
があると思ふんですね、この議論を通じて
国民の方々にわかつてもらうというのも一つの
大きな役割だと思ひます。今のお話は、国民の方々
聞いておわかりになつた方がどれだけおられるか
若干不安に思ふわけで、それじゃせつかくこんな
いい法案を出しながら何にもならないわけで、ひ

とつせひ、副大臣、政治家もおいででございます
から、役所の方々に御指導いただきたいと思ひま
すし、もし必要な指導料をいただければ私も指
導させていただきますので、よろしくお願ひをい
たします。

次に、こういうふうな、現在もらつておいでに
なる方々、まあ御苦労はいたたくわけでありませ
ん、それほど大きな不安はないようにしてあると
いふふうに一応考えるわけでありませぬ。むしろ、
今回の改正で問題というか大変なのは、今年金の
保険料を払つている現役世代の方々、これが保険
料がどんどん上がつていく、あるいは将来の給付
水準が下がる、この方々が大変なんだな、その人
たちの問題としてもつと大きいんじゃないかと
思つております。

そうはいいながら、年金はしよせん、いろいろ
な言い方があるとしても、負担と給付のつじつま
が合わなければ制度は成り立たない。負担は税金
と保険料でありますから、この引き上げ、そして
給付の引き下げということは避けられない問題で
あります。それだけに、現役世代の方々について
も、できる限り不満、不安のないようにしてあげ
なければなりません。

現役世代の方々にとつて、不安というのは、こ
れで本当に将来年金はもらえるのか、もらえない
んじゃないかという不安があります。また、現在
もらつておられる世代の方々と不公平について
はやはり不満がある、これも事実でありますの
で、こゝら辺をわかつてもらうようにしなきゃな
らぬと思ひます。

今回の改革によつて百年間は大丈夫なんだ、絶
對もらえるんだ、こう政府はおつしやつておられ
るわけで、そのとおりだと思ひますけれども、残
念ながら、国民の方々は、本当かねと、必ずしも
十分信用しておるといふ段階には至つていない
というの本当ではないでしょうか。やはり、これ
だけは、ただ大丈夫だ、大丈夫だと言つていたつ
てなかなか信用してもらえない、今までの実績が
ありますから信用されないわけで、こゝはひと

つ、百年間大丈夫だというのを明確に、具体的に説明して、国民の方々もわかるように、安心させてやっていただきたいと思ひます。

○森副大臣 今回の年金制度改正案のポイント
は、先ほども申し上げましたとおり、まず、五年ごとに給付と負担を見直すのではなくて、将来の負担が過大とならないように極力抑制しながら、一方で、将来の負担の上限と給付の下限を法律上明らかにしております。また、急速な少子高齢化が進行する中で、年金を支える力と給付のバランスをとることができず、仕組みに転換をいたします。また、課題でありました基礎年金の国庫負担割合についても、引き上げの道筋をお示ししております。こういったことによりまして、年金制度が将来にわたって高齢者の生活の基本的部分を支えるという役割を果たすことのできる持続可能な制度設計ができたというふうに自負をしております。そして、今回の改革は大変大きな意義があると思ひます。

その結果として、現在生まれた子供がほぼ受給を終える二〇〇年までの約百年間の財政バランスをとることとしたしております。将来推計人口の中心推計や、実質賃金上昇率が二〇〇九年以降年率一・一％など、一定の人口や経済などの前提のもとでは、将来の保険料を一八・三％に固定いたしました。社会全体の年金を支える力に依りて年金額を改定する新しい仕組みとなっておりますので、調整後の給付水準は、平成三十五年ですなわち二〇二三年で、平成三十五年より、給付水準の下限とした五〇％を上回る見通しとなっておりまして、以上をもちまして、百年後でも絶対大丈夫ということをお示し申し上げます。

○長勢委員 これからの、少子化なりそういういろいろなファクターのそれなりに慎重な水準を推計して、それに合わせて今回の改正をやれば、そういう事態が生じても百年間は大丈夫なように設計してある、こういうことでありませぬ。(森副大臣「そうです」と呼ぶ)もうちょっと力強く言っていただけせんかね。

○森副大臣 そのとおりでございます。

○長勢委員 そこで、年金をもらえるのはもう絶対心配がないということに安心はしましたが、その条件の一つは、将来、年金水準は五割になるよということだろうと思ひます。

五割になるというの、どういう形で五割になるのか、あるいはその真ん中に、五五％程度までにしてあげたいという意見もあつた、五五％の水準になるのはいいところになるのか、わかつたら教えてください。

○吉武政府参考人 今先生お話しされました五割ということ、先ほども申し上げました、いわゆる民間のサラリーマンの方、基礎年金と報酬比例年金を受けておられる方、モデルケースといひますか、その方のケースでございます。

この年金額の計算でございますが、基礎年金の額、それから報酬比例年金につきましては、例えば四十年間加入をされますと、標準報酬の月額に對しまして、ずっと二十から三十、四十、五十という形で月給を受けておられるわけですから、その月の給付の価値を現在の価値に直します。例えば、二十年前の初任給が十万であったとすれば、現在の初任給が例えは二十万ということであれば、二十万というふうな置き直しまして、その平均額を出しまして、これに對しまして二八・五％相当の給付がされるというのが報酬比例年金でございます。そういう形で、サラリーマンの、奥様が専業主婦の方のモデルが現在五九・二％というふうでございます。

この年金の給付を、例えば新たに五年後に受けられる方につきましては、五年後にまた賃金が上

がりますので、賃金の上昇に依りて年金の給付を考へるといふのが基本でございます。

その形で今は五九・二％の水準を設定するということでございますが、先ほど申し上げました、賃金によって上げることにつきまして、実際に支え手となつておられます現役の方々の数が減少してまいりますので、例えば名目賃金が二・一％上昇をいたしましたときに、その支える方の減少分、これから平均〇・六％ぐらいというふうに見通してありますが、例えば〇・六％を引かせていただいで、それで一・五％ということになります。

平均寿命が延びてまいりますので、平均寿命の延び率も引かせていただきます。これは〇・三というふうに見ておりましたので、二・二という形で、賃金の引き上げに依りて年金額の改定を少し抑制せよとさせていただきます。これが今回の考え方でございます。

したがらしまして、だんだん新規裁定の現役の平均賃金に対する比率が下がってくるということでございますが、それは、名目年金額そのものは上がつていく中で抑制をさせていただくという仕組みでございます。

それから、先生お尋ねございました五五％でございますが、二〇一二年が今の標準的なケースで五五・四というふうに見ておりました、二〇一三年で五五・二というふうな形でございます。そして、想定してまいりますのは、二〇二三年で五〇・二という形になります。この後は五〇・二という形ですと安定的に維持ができるというのが標準的な見通しでございます。

○長勢委員 西暦に弱いものですか、何年後かよく計算できないんですけれども、この法律が通つたら、同じ水準で退職した人が、去年退職した人の年金額は六割だったけれども来年からは五割になるというわけではないということですね。毎年その水準が、今度、五九から八、七、四と下がつていって、五五％になるであろうのは二〇一二年ですか、五〇％になるのは大分先だ、こうい

うことなすね。

○吉武政府参考人 先ほどの標準的なケースで申し上げますと、去年退職した方に對しまして、賃金が二・一％上がりますと、ことし退職した方は、いわゆる厚生年金で新規裁定で受けられる年金額は二・一％上がります。そこを二・二％にさせていただきます。去年新規裁定を受けた方よりも二・二％上がるという形になります。

それから、その状態が、先ほど西暦で申し上げましたけれども、平成三十五年、二〇二三年まで調整をさせていただくという形でございます。現役の平均賃金に対する比率がだんだん下がってくるという形でございます。先ほどの年金受給者に対する比率は、次の年に受けられる年金受給者の年金額そのものは上がつてまいりますが、現役も上がつてまいりますので、現役との比率が五〇・二％まで徐々に比率としては下がってくるという形でございます。年金額そのものは上がります。年金額の引き上げについては、先行する世代より後の世代の方が高い年金額になる、そういう改定でございます。

それから、もう一点つけ加えさせていただきますと、この二十年間の調整をいたしまして、先ほどの百年間では均衡状態になりますので、二〇一三年以降は、本来の賃金スライドあるいは物価スライドに戻させていただきますという形でございます。

そういう意味で、この二十年間、給付と負担の調整について御理解を得て、ここで安定化を図つていただくことによつて、二〇二三年以降の年金の受給を受ける方、これは今の年齢で申し上げると大体四十歳から以下ぐらいの方、この方たちは、給付に対する比率は下がりますけれども、本来の改定に戻るといふ形でございます。そういうことを四十代から上の方、あるいは今年金を受給している方に御理解をいただいで、将来の四十歳以下の世代の安定のためにまた御努力していただくというの、今回の調整の基本的な考えでございます。

います。

○長勢委員 何か言いわけを含めたような答弁ぶりなものですから、かえって不安を持つ人が出てくることも起こりますから、気をつけて答弁いただきたいと思ひます。

賃金が上がっていくから、前よりも下がる給付になることはないんだよ、ただ、給付率だけを少し下げていって、あるところまで行ったらもとへ戻すから御心配なく、こういう御答弁だっと思ひます。そういうことを少し皆さんにわかっていただかないと、五割五割と書かれると、来年にたつた後、だつと落ちるか、みんなそう思つて誤解されても困ると思ひます。

それから、世間では、モデル世帯というんですか、モデル世帯で計算をして五割だということだから、モデル世帯というのは何だといつたら、四十年間サラリーマンで働いていた御主人と四十年間専業主婦をずっとやっておつた奥さんの世帯をモデル世帯というんだと。そうすると、一遍も就職もしないで一生経過した奥さんのおる家庭というのはどれだけあるんだ、そんなものは参考にならないんだ、つまり、五割を確保される世帯というのは少ないんだという宣伝がまことしやかに行われておるんです。

確かに、もうこういう時代ですから、四十年間全く御家庭におられるという方は少なくなつたと思ひます。しかし、そういう世帯を前提にこれは議論しているんですか。今のモデル世帯の言う専業主婦というのはどういう方のことを言っているんですか。

○吉武政府参考人 今のモデル世帯を考えますと、通常で申し上げますと、御夫婦で、男性は老齢基礎年金を受給される、それから女性は老齢基礎年金を受給される、それから、男性は先ほど申し上げました民間のサラリーマンの報酬比例年金を受給されるという世帯でございます。

これは、必ずしも四十年間女性が専業主婦であるということではございません。例えば、若いときに学校を出て自営業で働いておられた方、その

方とサラリーマンが結婚されたケース。あるいは、学校を出て仕事をされずに、例えば家庭を手伝つておられた方、こういう方につきましても報酬比例年金はございませんので、こういう方に対して、サラリーマンの方と結婚されて年金を受給にならないと、今言つたようなケースに該当いたします。

それで、非常にこういう方が少ないのではないかとのお話があるわけでございますが、現状で申し上げますと、男性の今申し上げました厚生年金の報酬比例年金をもらつておられる方で、かなりの長い期間加入されている方に対して、女性の報酬比例年金をもらつておられない方の比率が、現状で約五割でございます。したがって、今の年金受給者の中で申し上げますと、今申し上げましたように、女性がいわゆるサラリーマンに支給される報酬比例年金をもらわないで基礎年金だけの方が五割でございます。それから、私ども、先ほどの二〇二五年の推計で申し上げますと、この時点では、確かに、もちろん女性も働く方がふえてまいりますので、低下してまいります。それでも四二％の方はこれに該当するだろうというふうな推計をいたしております。

ですから、そういう意味で、こういう方が非常に少数になつて、年金のことを考えるときに考慮する必要がないという状態では決してございませぬし、年金の受給というものは、三十年、四十年拠出の後に受給という形になつてまいりますので、したがって、例えば、今働いておられる方がだんだん共稼ぎの方が多いという問題は、これはずっと先の将来の年金の受給に姿は与えまされども、同時に、やはり年金の給付としてどう考えていくかというときに、このモデルというのは重要な意味を持つていっているというふうな思つております。

○長勢委員 今局長おっしゃるモデル世帯というのは、受給世帯のうちのどれくらい割合になるんですか。そして、その方々には五割を確保するということであれば、モデル世帯以外の世帯には

どういうことになるんですか。

○吉武政府参考人 今申し上げました、男子の年金受給者のうちの約五割くらいの方が、いわゆる専業主婦モデルに相当する年金給付を受けておられると思ひます。それから、将来は、この方は四二％くらいという形でございます。

それで、モデル世帯以外の世帯でございますが、これはいろいろ世帯はございますけれども、典型的に御議論になります、四十年間ずっと男性も女性も仕事をされたという世帯でございます。現在の厚生年金の男性の平均賃金、女性の平均賃金をずっと受けられた方という想定を申し上げますと、確かに所得代替率は五〇・二％より低いわけでございます。しかし一方で、現在の物価の購買力に対応した年金額、現在の価値での年金額を申し上げますと、専業主婦世帯の場合には、御夫婦で二十三万七千円でございます。これに對して、今の共働き世帯の場合には、御夫婦で三十万六千円でございます。

ですから、所得が非常に高いので、所得に対する比率は五〇・二％から四割に下がつてひいではないかという御議論があるわけでございますが、これはもともと基礎年金制度の設計の中でそういうことを考えておるわけをございまして、給与の高い人はより世代間で貢献をしていただいで、基礎年金に対する拠出のいわゆる貢献の度合いが高いわけをございまして、基礎年金はある意味で定額の給付でございますから、そこは給与の低い方にとっては基礎年金の価値は高い。それから、給与の高い方にとっては基礎年金の価値は少し低くなるというところをございまして、今申し上げました収入に対する比率は三八・九％でございますが、御夫婦の年金額は三十万六千円になるという形でございます。したがって、お一人で申し上げれば十五万くらいという形をございまして、年金額は上がっていくという形をございまして、そこを年金の給付設計でどう考えるかというこ

とでございますが、今の基礎年金と民間サラリーマンの報酬比例年金の考え方は今の考え方でございます。給与が中ぐらいいより若干低い方に対して所得代替率は高めて、それから給与の高い方については所得代替率を低めて、そのことによって、ある意味での再配分を行おうというのがこの考えでございます。

当然、非常に収入の多い共稼ぎ世帯の方は所得に対する比率は下がってくるということ、ただ、お一人当たりの年金額はもちろん上がる、高いというところをございまして。

○長勢委員 専業主婦モデルという、何か専業主婦という言葉に殊さらしに意味を持たせて批判をする雰囲気がありますので、かえって誤解を与えらると思ひます。今の説明はわかりましたが、少し言葉をかえてなされた方がいんじやないか、このように思ひます。

それから、保険料の引き上げがいろいろ話題になつておるわけでありまして、具体的な中身は法案に書いてありますから、ここで特に御質問はいたしませんけれども、毎年〇・三五％引き上げられるというところでありまして、なかなか、率で言われるとよくわからないですね。一万円ずつ毎年上がっていくんだといつても、聞きようによつては、毎月一万円ずつ上がるのかと誤解する人もおつて、そうすると、月になるといふのかどうなのか。これは、具体的な美類でいくと、毎年どれくらいの負担になつていくんですか。

○吉武政府参考人 実績で申し上げますと、現在、男子の厚生年金の現役の方の月収の平均が三十六万円でございまして、この方に対応して申し上げますと、御本人の負担で月額六万円の引き上げをお願いするという形になる。なお、これとは別に、もちろん専業主婦として六万円の負担を事業主にしていただきますが、御本人の負担としては月額六万円の負担をお願いするという形をございまして。

○長勢委員 そうすると、そういう方はこれか

ら、この法案が通れば、とし月六百日上がる、来年はそれにまた六百日上がる、こういう仕組みになるということですか。

それで、最終的にサラリーマンの方々の保険料率は一八・三〇で上限だ、これがうたい文句になつておるわけでありますが、一八・三〇でとまるというのは、どういう仕組みでとまるんですか、どこで担保されているんですか。

○森副大臣 今、どこでとまるかというお尋ねでございませうけれども、これは、将来の現役世代の負担が過大とならないように極力抑制しつつ、保険料の上限を法律で規定して固定することにしたわけがございませうけれども、こういった制度を成り立たせるために、少子化の進行など社会経済の状況の変化には、給付水準を年金を支える社会全体の力に応じて調整する仕組みを導入することにより対応していくものでございませう。

この一八・三〇という最終保険料率の水準は、公的年金としてのふさわしい給付水準の下限として五〇％を確保できるように定めたものでございませう。この一八・三〇という最終保険料率のもとで、五〇％の給付水準が確保できますように、制度の適切な運営に努めるとともに、次世代支援対策や、経済の回復、またさらに成長に向けてまして全力を挙げて取り組むことが重要であるというふうにご考えております。

○長勢委員 自分の選挙区の方々とお話していても、年金制度が大変だということは皆さんもう十分理解されておつて、そういう中で、保険料が上がっていくということもある種やむを得ないという感覚、理解は深まっておると思うんですけれども、一方で、皆さん方の専門用語でいくと賦課制度というんですか、とにかく、今皆さんが払っている保険料は自分もらうんじやなくて今もらっている人に払われる、自分が年金をもらうのは次の人の払う保険料になる、こういうことがよくわかっていない方もおられるわけで、したがって、自分が払った保険料がちゃんと自分もらえるんだらうと思つている人もたくさんおられる。

る。こういうことはやはり少しきちんと説明をしていかなきゃなりませんし、逆に、今もらっている人たちは、本来払うべき保険料を十分払う制度になつていなかったおかげで、その分の保険料もこれからは自分らが払わなきゃならぬ、こういうことについては不満も世代間の不公平としてたくさん聞かれるわけでありませう。

そういう不満について、やはり何らかの説明をするなりお答えをしていかなきゃいけない。そんなことに我々の保険料が使われるくらいならやめたという話にもなりかねないわけでありませうから、そこらについて、国民の皆さんにどういふお話をすればいいのか、教えていただきたいと思つてます。

○森副大臣 今御指摘のとおり、我が国の年金制度は賦課方式がとられておりますけれども、これは、そもそも制度発足時には積立方式の考え方で運用されていたものでございませうけれども、その後の経済社会の變動に対応して、徐々に賦課方式の要素を強めて今日に至つております。これは、我が国のみならず、主要各国の公的年金制度に共通したことでございませう。

あらかじめ予測のできない社会経済の変化に対応して老後の生活の基本的な部分を保障し続けることは、世代を超えて支え合う、いわゆる世代間扶養の仕組みによつて初めてできることであるというふうにご考えます。したがつて、この方式でもつて、将来にわたつてこの制度を守り育てていかなければならないと思つておるところでございませう。

この世代間扶養の仕組みでは、今御指摘のとおり、世代間の不公平が生まれるんじゃないかという指摘もありますけれども、昔の人は、同居や仕送り、年とつた両親の生活を私的に支えていた人が多かったわけがございませうけれども、今日ではそれが公的年金に置きかわつておること、また、少子化と長寿化の進行によつて現役世代にかかる扶養負担が高まつておること、さらに、昔に

比べて生活水準が向上して実質的な保険料負担能力が高まつておることなどの要素を考え合わせる必要で、年金制度における負担と給付との関係のみで世代間の公平性を論ずることはできないというふうにご考えておられます。

一方、自分が払った保険料が高齢になつたときに返つてくる積立方式とすることにつきまして、積立金を積み立てて、それを運用して、その範囲において給付を行うこととなるわけがございませうけれども、これは市場リスクの變動を大きく受けることになるとともに、賃金や物価の上昇といった遠い将来の生活水準に対応した給付を保障することは難しいんじゃないかというふうにご考えます。また、賦課方式からの移行の際には、現役世代が高齢者世帯の年金とみずからの年金の両方を負担しなきゃならないという、いわゆる二重の負担が生じるという過渡期の問題もございませう。

こういうさまざまな観点から考えますと、積立方式というものは現実的な選択にはならないというふうにご考えておられるところもございませう。

○長勢委員 時間が参りましたが、厚生労働大臣がお見えになりましたので、一問だけ質問させていただきます。

この法案については、るる今お答えをいただきました。何としてでも、国民の御理解をいただきたい、今国会で成立を図るべきだと改めて思つております。

その上立つてございませうが、一つ、この後我々が考えなきゃいけないのは、制度とは別に、年金の空洞化の問題だと思つてます。一つは、学生の皆さんのような未納の問題がありますが、もう一つあわせて、企業の方が、厚生年金逃れというふうな形で雇用の方というものが進んでおるといふことが言われております。これは、年金制度はもちろんで、産業経済にとつてもゆゆしき問題だと私は思ふので、厚生労働大臣、労働問題も雇用問題も担当なさつておられますので、そういう点からもぜひひとつお考えをお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、年金問題を今議論しておるわけがございませうが、一昨年は医療問題を議論いたしました。来年は介護保険を議論するということになるわけでありませうけれども、それぞれ個別に議論してまいりますので、給付と負担、また税というものが全体としてどうなるのかということが大変わかりにくくなつておる。このことがまた、企業にとつても個人にとつても不安の原因になつておると思つてます。

やはり、社会保障制度全体を総合的に見直して一つの姿というものを模索していくということが求められているのではないかと思つてますので、ぜひ、個人にとつても企業にとつても、制度としても全体の姿が見えるようにするようこれから議論していただきたいと思つてますが、それについての御見解を伺いたいと思つてます。

そして、社会保障制度について、あるいは福祉について、敗戦後一貫してその規模の拡大、充実ということが進められてまいりました。そのことは大変よかつたと思つてまいりませう。その結果というものがその流れの中で、家族とか地域とかというものがどんどん外部化をされて、そのことがまた社会保障や福祉の拡大ということの原因になる。こういう悪循環に陥つておるような気がしてなりません。こういう公的保障に依存する社会、個人、家庭というものが果たしていい社会なのかということをやはり見直すべき時期に来ておるのではないかと思つてます。

そういうことを含めて、今申しました家族や地域の役割強化、あるいは雇用といったものを含めた全般的な社会保障、社会福祉、これを持つた社会をどうつくっていくかということをぜひこれからも議論していきたいと思つておりますので、大臣の御見解があればお伺いをさせていただきますと思つてます。

○坂口国務大臣 中座をいたしまして、申しわけありませんでした。さて、今、大きな問題を三ついただきました。一番最初の未納、そして、未納の問題だけではな

くて、企業におきます保険料逃れと申しますか、そうしたこともこれは起こっているというお話がございまして、現実問題として存在するんだらうというふうにも思っております。

これは、現在の経済状況とも非常に密接に結びついているというふうには思いますけれども、やはり制度というものに信頼を取り戻さなければ、皆さん方も、より優先的に保険料の納付ということをしていただけないと思っております。したがって、ここは単純明快な姿をお示しして、そして皆さんの信頼をかち得たいというふうにも思っております。

あらゆる努力をしなければならぬというふうにも思いますし、また、これは二番目の問題にも連なるわけでございますけれども、企業におきましても、年金は年金、医療は医療、介護は介護と、それぞれ別々の枠組みで、それぞれだんだんとぶえていくのではやはり負担し切れないということもございまして、これは全体として、一体どう、企業にお願ひするべきものはどこをお願ひするのか、そして、ただ企業にお願ひするだけではなくて、国民全体で負担をしていただかなければならないところはどこなのか、そうした整理をこれからしていかねばならないというふうにも思っております。

この社会保障全体につきましては、今朝も安倍幹事長にも申し上げたところでございますが、現在予測いたしております二〇二五年ごろ、対国民所得比で約三〇％という数字を申し上げたわけでございます。中身につきましては、以前は、年金、医療、介護は五、三、二の割合というふうな言ってきたわけでございますが、現状を見ましたときに、高齢者医療の伸びが非常に大きいということもございまして、割合としては、四、四、二ぐらいな割合になるのではないかと私は今のところ予測をしているわけでございます。

そうしたことを踏まえて、これから、それは保険料で、あるいはまた税で全体としてどれだけ国民の皆さん方にお願ひをしていかなければならぬ

いものなのか、国全体としての姿と、それから、代表的な勤労者世帯にそれを当てはめたら一体どうなるのかといったようなことを明確にお示しをしなければならぬ時期に来ているのではないかと、このように思っている次第でございます。

最後に、大変大きな問題でございますが、確かに社会保障は規模を拡大してまいりました。そして、核家族化がだんだんと進んでまいりました。核家族化のいいところもあるんでしようけれども、マイナス面も起こってきていることも事実でございます。三世代で住んでいたところには起こらなかったことが現在起こっているということも多々出ておりますし、やはり世代間の支え合い、それは、ただ単に国全体ではなくて、それぞれの家庭だとか地域におきましての問題でもあるわけでございます。それらのことについても、もう一度目を向けるべきか来ているのではないかと、気がいたします。

先ほど、参議院で児童虐待防止の法案が通過したところでございまして、そうした、密室と申しますか、核家族化され、だれも見えないところでのいろいろなことが起こってくるというような事態を考えましても、これはもう少し、やはりお互いに目の届く範囲内でどうお互いに助け合っていくかというようなことを見直すべき時期に来ているという御指摘は、私もそのとおりではないかと思っております。

ひとつ、いろいろと御議論をいただきまして、社会保障をよりよき方向に持っていくように努力をしたいと考えているところでございます。

○長勢委員 この法律案の成立に向けて同僚議員ともどもに全力を挙げることを重ねて決意を表明して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○井上(信)委員 自由民主党の井上信治でございます。本日、私も、この厚生労働委員会では初質問でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、冒頭、私の方からも、民主党あるいは社民党の委員の方々が本委員会を欠席されているというところで、大変残念に思うと遺憾の意を表したいと思っております。

やはり、国会議員の一番の責務というのは、国会の場できちんと国政にかかわる課題について議論をする、そしてそれを国民の方々に理解をいただいて、そして国家のあり方というものを決定していく、これが一番の責務だと思っております。その責任を放棄する、これは国民に対する背信行為ではないかと深い憂慮を私も感じておるところであります。そういった意味で、こういった対応が政治に対する不信、そしてまた、さらには年金に対する不信というものを助長してしまわないかと大変心配なところであります。

年金に関しては、政治の方がきちんと将来も持続可能な制度設計を行って、それを国民の方々に理解をしていただく、そして、協力をしてもらうことが私は一番大切な課題だと思っております。しかし、これは国民の側からすると、やはり年金制度自体が複雑でよくわからない、あるいは、本当にこれからもきちんと持続して行って、そして将来的にも自分たちも給付を受けることができるのかとか、いろいろな不信感があるところであります。

特に、そういった意味で今一番の問題というのは、年金の未納の問題だということに私は考えております。ですから、本日、私は、この年金の未納の問題について少し掘り下げて質問をさせていただきます。

現在、国民年金の未納者が三百二十七万人、これは、未加入者の六十三万人と合わせると三百九十万人という大変な数に上るところであります。これは、納付率でいいますと六二・八％ですから、よく言われる未納の率が四割であるということになります。こういった未納者が多いということ、本日にこんな状態でこれから年金は存続していくのかということで、これはさらなる年金への

不信というものにつながりますので、何としてもこれを払拭して、そして納付率を上げていくことが大変大事だということに思っております。

ちなみに、年金がこれから将来破綻してしまふ、あるいは将来年金をもらえないんじゃないか、私の年金が危ないとか、年金官僚にだまされるなどか、大変刺激的な週刊誌の報道なども毎週のようにされております。しかし、私は、これは誤解が非常に多い部分を占めているのではないかと思っております。

そういった意味で、この未納問題をこれから解決していかねばいけない。では、未納問題を考えるときに何が大切なのかという、なぜ国民の方々は納付をしないのか、これを考えることが大変大事だと思っております。

その中には二つありまして、納付したくてもできないという方々、このような方々に関しては、支払い猶予制度あるいは免除制度といったものをこれからも拡充して行って、適正な制度を創設していただくということでありまして、もう一つの部分は、納付をしたくない、納付しようと思えばできるんだけどしたくないという方です。むしろ、こちらの方が私は大変な問題だと思っております。

ただ、この納付したくないというのにも実は私は二種類あると思っております。一つは、年金に対する理解が余りない、年金への不理解ということだと思っております。もう一つは、年金への不信だと思っております。

確かに、私たち若い世代から見ると、少ない可処分所得の中で将来のために年金の保険料を納付するというのはなかなか考えにくいといえますか、難しい感覚だとは思っています。今、雇用の関係でも、いわゆるフリーターがふえている。これはやはり、自分の将来設計というものを自分なりになかなか考えることができない、ですから、将来の安定した雇用よりも今の自由な雇用形態を選択してしまうという方が多いということだと思っております。ですから、こういった方々、典型的ですけ

れども、そういった方々が本当に自分の将来設計を考へて老後のために年金の保険料を払っていくことができるのか、これは大変難しい問題だと思ふんですね。ですから、これを、もう本当に非常な危機感を持って取り組んでもらいたいというふうに思っております。

データでいきますと、実際に、平成十四年の国民年金被保険者実態調査、これによりますと、未納者の方々の二割は、老後の生活設計については考へていない、考へなくてもいいんだというような答へをしております。こんなことでいいのだからかという大変な危機感であります。先般、例の江角マキコさんの問題もありました。これはやはり、本人が余り制度のことを御理解していないということが根幹の問題だと思っております。

しかし、他方で、年金を納付しなければ、当然のことながら将来給付を受けることができない、これで本当に困ることはないのかということがあると思ひます。ですから、そういったことに対処すべく、政府の方としてはきちんと、年金に対する理解を深めるためにPRを、広報活動をよくやっていたきたい。

そういった意味で、年金支払いというのは法律上の義務でありますから、一人一人がそのことをどのように認識するのか、それを促進するための広報手法について、大臣の考へる方法についてお答へをいただきたいと思ひます。

○坂口国務大臣 未納問題、確かに大きい問題であることは、私も十分に認識をしているつもりでございます。

今お話ございましたように、全体で約八百九十万人、その中で、払えない人が、学生さんも含めてでございますけれども、約五百万人、そして払わない人が三百九十万人、こういう割り振りだろうというふうに思っております。したがって、私たちがとしては、やはりこの三百九十万人の人たちに対してどうするかということを考へていかなければならない。これはやはり、この人たちは必ずしも経済的に困っておみえになる方ではない、

い、そういう人たちもたくさんおみえになるわけでございますから、年金に対するPR不足もありませんし、不信感もあるんだろうと率直に私も認めなければいけないというふうに思っております。ただ、いろいろの情報があつて、間違つた情報を信じている皆さん方もおみえになることは事実でございます。したがつて、我々もいろいろの方法でこれをPRしていかなければなりませんけれども、ただ単に、年金に入りましょう、入らなければ将来こうなりまうと言っただけでは、私は、なかなか皆さん方を説得することは難しいという氣もするわけでありまう。

したがつて、もう少し突っ込んで、それでは、もし年金をなくしたら我々の周辺は一体どうなるかということをご皆さんに真剣に考へていただくということをお話をいたしました方がいゝというふうに私は思っております。自分の周辺で、もし自分の親に年金がないということになったら一体自分はどうしなければならぬのか、また、自分が将来年金がないということになったら何をしなければならぬのか、そのことをそれぞれによく考へていただければ、この年金制度というのが大変ありがたい制度だということは理解をしていただけるようになるのではないかとこのように思っております。

そうした議論を全国津々浦々で、いろいろのところでしていただけて、そして、かんかんがくがくの議論をしていただきながら、そこで理解をしていただくようにしていかなければいけないんだらうというふうに思っております。そうしたことをこれからどう積み重ねていくか。ただ、一年、二年の話ではないと思ひますし、そうしたお入りになつていない皆さん方に強制加入をするというだけではなくて、年金はやはり大事なんだという、その根つこのところを理解していただくようにしていかなければいけないというふうに考へている次第でございます。

○井上(信)委員 まさに、私も、大臣のおっしゃるとおり、これから本当に国民的な議論というものを広範囲にやつていかなければいけないと思ひます。そういった意味では、きちんと民主党さんあるいは社民党さんもおの場に出てきて、議論を活性化しなければいけないというふうに私も思ひます。

そういった意味で、年金の知識に関しては誤解も大変多いという大臣の御答弁もいただきましたけれども、その中で典型的なのは、実は年金の未納者の方々、これは、きちんと納付している方々と比べて、所得分布についてはほとんど大差がない。数%しか、大差がない。ですから、むしろ、経済的に困窮しているというのではなくて、納めたくないから納めないという方だと思ふんですけれども、その中で、未納者の中でもその約二割は民間の個人年金には入つていないということ、これはゆゆしき問題かなというふうに思っております。

通常考へれば、三分の一、今度は二分の一になります。国庫負担が国民年金にはあるわけですね。あるいは、厚生年金であれば使用者負担もある。そういった中で、単に積み立てのみの民間の個人年金よりもよっぽど公的年金の方が有利である、将来もきちんと給付が受けられるということであるのに、これが理解されていないのかなというふうに思ひます。

この点について、お考へをお聞かせいただきましたと思ひます。

○坂口国務大臣 私の友人にも実は入つていないのがおりました、それで、どうして入つていないの、こういうふうには言いましたら、これは、生命保険の方が来て、いや、もう国の年金なんか入つていたつて将来はもたないんだよ、入つても入らなくてもいいのよ、もうそんなのやめて、私のこちらへ入つてもらつたらいいのよ、こういう話だつたというわけでありまう。

私は、生命保険の勧誘の方々は全部が全部そんなことを言つてみえるというふうには思つておりませんし、それはきちんとやつていただいているんだらうと思ひますけれども、中にはそうおつ

しやる方もあつたりして、そうしますと、その人はすぐそれを信じてしまつて、ああ、そうか、おれのかわらないのか、やめてもいいのか、その人はそういうふうにすると思ひ込んでしまつた。やはり払わなきゃいけないんですかと私に問ひ返すわけでありまして、そうしたことがあつたらこちらでさきやかれるということになりますと、だんだん、入らなくてもいいんだというふうな話が蔓延してしまつたということになつてしまふ。

やはり、国の方はちゃんとしなきゃならぬのだというふうには言つていただいても、手数が少ないものですから、どうしてもそれが隅々になかなか行き渡らない。ポスターをつくつたじやないですか、あるいはパンフレットをつくつたじやないですかと言つて見ても、それは見る気持があつて初めて見てくれるわけでありまうしいたしますから、どれほどたくさんパンフレットをつくつて、年代別のパンフレットまでつくつて、お金をかけてやつておりましたも、なかなか隅々にそれが行き渡らない。そのことよりも、そういう言葉が一言言われるとその方を信じてしまつたという、そうしたことがかなりあることだけは事実だと思つております。

ここをどう打開するかということになるんだというふうには思ひますが、年金についていろいろお話をさせていただく方をボランティアで今つくつておりました、それぞれの地域で御活躍をいただくようになつております。本当のボランティアでございますから、皆さん方に大変御迷惑をかけるというふうには思つてませんが、そうした方を何人もつくつて、そして、それぞれの井戸端会議であろうと、あるいはまたそれぞれの老人会であろうと、若い皆さん方の集まりだろうと、そうしたところで、本当のことをそこで語つていただける方をたくさんつくつていくということが一番大事ではないか。

人というのは、あの人に言われたらそれは私は信じる、そういうところがございますして、選挙で

も、あの人に言われたから私は入れるという人があるわけでありますから、その言っておくべき人というのが私は大事だというふうな思っておくべきで、そうした意味で、ぜひ、そうした多くの知識を持った皆さん方にボランティアになっていただいで、本当のことを話していただければいいように思っている。一番私は効果的ではないかというふうな思っている次第でございます。

○井上(信)委員 ありがとうございます。年金に対する広報も積極的にやっていたらというところで、これをますます努めていただくようお願いをしたいと思います。

そしてまた、年金を仮に皆様方に本当に深く十分に理解していただいたとしても、しかし、今度は、では年金に対する不信感というものをきちんと払拭できるか、これが次の点であります。

○年にもきちんと存続していきける制度ということ政府・与党案が出てまいりましたけれども、しかし他方では、本当に大丈夫なのか、また五年後に見直しをして今決めたことも全部変わってしまうのではないか、そうすると本当に自分が老後になつたときにはもらえないんじゃないかということとがまたでは言われておりますけれども、本当にこの改革案できちんと年金不信を払拭できるんだということ、強い決意をぜひ表明していただきたいと思ひます。

○坂口(信)大臣 いろいろなことを申し上げたとしても、やはり一番大事なのは、年金制度そのものが確固たるものになっているかどうかということに最終的には尽きてくるということだろうというふうな思ひます。

今まで不信を買いました中の一つに、これは全部ではありませぬけれども、その中の一つに、五年ごとの見直しをしてきて、五年ごとに違う結果が出て、いつもいつも変わっていくということに対する不信というのが確かに大きかったことは事実でございます。それを今度は、そうした五年ごとに変えていくということではなくて、もうずっと

と、二十五年、五十年、百年というふうな先を見て、そこまで計算をしながら、どういうふうな制度をつくっていくべきかというところを立案したものでございまして、そうした意味では、五年ごとに見直ししていくということとは、この今回の案はかなり前進をしているというふうには私思っております。

もちろん、いろいろの前提条件を置いての話でございますから、そのことが実現をいかなければならないこととございまして、その前提条件として大きいのは、やはり経済の動向と、もう一つは少子化問題、この二つだろうというふうな思っております。

経済の方につきましては、実質賃金上昇率が少なくとも一・一ぐらいは年々歳々実現をしていくような経済状況というものをとっていくか、内閣府等が出ておりますような今後の資料等も十分に拝見させていただいて、そうした中で定めたいものでございまして、決して無理な内容ではないというふうな思っております。

もう一つの方のいわゆる出生率、合計特殊出生率の方は、二〇五〇年に一・三九という数字を挙げているわけでありまして、むしろ皆さん方の中には、その方が難しいのではないかと、御指摘をいただく向きもあるわけでございます。しかし、先日も本会議で私申し上げましたとおり、この一・三九が難しいようなことでは、年金が崩壊するのではなくて、その前に日本の社会が崩壊しかねないと思ひます。一・一というようなことになりまして、今世紀末四千六百万人ぐらいの日本の人口になるという推定でございますから、これは大変なことになるといふふうに思ひます。

したがいまして、今回掲げました年金制度の前提条件、経済問題と少子化、この大きな柱の二つについては、国の方が責任を持ってこの政策を実現していくという、国民の皆さん方に対するお約束の印だと私は思っております。いかなる政府が

生まれましようとして、これだけは守っていきましようことをお約束申し上げたことだというふうな理解をしております。ところでございまして。

○井上(信)委員 ありがとうございます。次に、未納者に対しての具体的、直接的な施策を伺いたいと思ひます。

政府の中で、国民年金特別対策本部を設置して、そして、今後五年で納付率八〇%という目標を打ち立てられておりますけれども、これは、六二・八から大変な向上です。本場にこれだけの目標を達成することができているのか、そして、そのためにはどういった施策を考えておられるのかについて、御説明をいただきたいと思ひます。

○薄井(信)政府参考人 国民年金の未納者対策ということでございまして、先ほど来出ておりますように、まずは若いうちからの年金教育なり、あるいは年金広報ということを通じて、きちんと自主的に保険料を納めていただく、こういう状況づくりというのが必要になってまいらうかと思っております。それから、保険料を納めやすい環境づくりという観点から申し上げますと、今年度からコンビニエンスストアでの保険料納付も開始する、こういったことも取り組んでいるところでございます。

残念ながら未納になっておられる方につきましては、これは地道な努力ということになるわけでございますけれども、今、年六回催告状というものを送らせていただいておりますし、あるいは電話による納付督促、あるいは戸別訪問により納付督促ということをやらせていただいております。さらに、十五年度からは、十分な所得がありながら保険料を納付しない、他へも悪影響を与えかねないような方につきましては、強制徴収を実施するということで取り組まさせていただきます。

さらに、今回の制度改正の中でも、例えばフリーター対策といましようか、二十代の方につきましては新しい納付猶予制度をつくるのであるとか、あるいは保険料の免除につきまして多段階で

の免除制度を設けるのであるとか、あるいは年金制度の理解を深めるためのポイント制の導入、こういったことを盛り込んでいるところでございまして、これらの制度面の対応も含めまして納付率の向上につなげてまいりたい、かように考えているところでございまして。

○井上(信)委員 これは、ぜひともこの未納対策というものを、今おっしゃった制度の促進を図っていただきたいと思います。これは、目標を八〇%ということをやっておられますけれども、本来一〇〇%であるべきでありますから、さらに高い目標に向かって頑張っていただきたい。

そういう意味では、今御紹介もありませんけれども、強制徴収の件でございます。これは、昨年より、九千件の悪質な場合を取り上げて、そのうち五百件程度ですか、強制徴収を行ったということですが、これからの現状ももう少し詳細な御説明と、これからその強制徴収をどのようにやっていくのか。私は、まだまだこの程度ではだめだ、きちんとこれは範を示す、そうでないと、やはりまじめに払っていただく納付者の方々が不公平感を抱いてしまふ、これは大変な問題ですから、これをきちんとやっていただきたいと思っております。御見解をお聞かせください。

○薄井(信)政府参考人 先ほどもお答え申し上げましたように、十分な所得がありながら重い納付督促によりまして理解が得られない方、こういった方を対象に強制徴収ということで取り組むことにはいたしたところでございますが、昨年の十一月時点で、今お話ございましたように、全国で一万人程度の方を対象に最終催告状というものを送らせていただきました。

ここから一連の流れの始まりということでございまして、その後、さまざまな形でアプローチをいたしまして納付督促を行って、納付のお約束があった方は抜くわけでございますけれども、その上で、保険料納付しようとするけれども、そういう方を対象に督促状を送らせていただく、それが今お話ございました約五百件、こうい

ので、本題に入りたいと思います。

さて、年金につきまして、過去、五年ごとの見直しをしてきたわけですが、今日ほどの議論が沸騰し、そしてまた国民の耳目が集中しているとは思ってあります。そして、だからこそ、私も国民にかかわって議するさむらい、代議士という言葉が使われますが、選挙があつてもなくても、参議院がどうであつてもと言ふと言ひ過ぎでありますが、選挙目当てで是としたり非としたりする議論ではなくて、やはり骨太に、国民のための年金制度の維持、安定化というものを求めていくことが、まず冒頭、大事だ、こう思っているところであります。

私は、ちょうど、一九六二年生まれでございます。四十二歳になりますけれども、国民年金がスタートしたのが一九六一年。当時の平均寿命を見てみますと、男性が六十六歳、女性が七十歳でございます。しかし、今日それが、男性が八十二歳、そして女性が八十七歳とそれぞれ十六歳、十七歳と平均寿命が世界一の速さで延びてきたわけでございますが、御案内のとおり、年金給付の規模も今や四十二兆円という、国の一般歳出の規模にも匹敵する状況にも至っているわけでありまして、これが、現在の見通しでございますと、あと二十年たちますと、約倍の八十四兆円にも膨れ上がる、いわばことしの国家予算並みの規模となるわけでございます。今後、年金だけではございませぬ、医療にしても介護保険にいたしまして、社会保障全体の中でこの年金問題をしっかりと明らかにしていくことが大切だろうと思っております。

もつとも、これは世界一の長寿化、そしてまた世界一速いスピードで少子化が進んでいる、長寿化が進んでいるということでありまして、年金給付がスタートしたときに、規模がある程度小さくて、しかも右肩上がりの高度成長の時代であれば知らず、今日の国家予算規模という、いわば国民経済を直撃するかののごとく大きなボリュームに至っている中で、だからこそこ

の年金制度あるいはその運営のあり方については極めて健全なものが求められていると言わざるを得ないわけでありまして。

そして、同時に、はっきり言って、この年金制度に對しても不信感がきわまっていることも現実の状況であります。過分にマスコミ報道等の、あるいはいろいろな方の御意見が先行してしまつて、この年金の本来の姿というものがなかなか国民にお知らせをされてない、こういう経緯もあるわけでございます。ややもすれば給付と保険料が、この数値だけが先行してしまつて、あるいは本来の年金の存在理由、哲学というものがなかなか示されてない、あるいは国民に貫徹、理解されていないということもあるのではないかと思っております。

私も、実は私ごとの経験でございますが、父親が十年前に人の会社の保証人になりました、自宅も会社も全部失つてしまったという経験がございます。しかし、ある日突然年金の給付のほががが届いたとき、本当に両親は涙して喜んでおりました。

公的年金の、遺族年金あるいは障害年金を含め、こうした年金制度の、国民生活を網羅している、そういう部分についてももつとも理解を深めていただくPRが欠けているのではないかと、こう思っております。改め、この改革案を出された坂口厚生労働大臣に覚悟のほどをお伺いしたいと存じます。

○坂口国務大臣 切々とこの年金問題の重要性につきまして今お話をいただきました。ごもつとも、本当におっしゃるとおりだというふうにも思いますが、私も聞かせていただいていたところでございます。

年金制度につきましては、どんな姿形にしましても、プラス面、マイナス面があることは、これは否定できない事実でございます。いろいろな意見を言おうと思つて、いろいろな意見があることも事実でございます。現在の制度、これが一〇〇%、これ以外にないかといえ、それは、将

来におきましては、また若干手直しをするということもあるだろうというふうにも思っております。当面考えられる案として、今日まで、現在の案というものは、もう数次にわたつていろいろな角度から検討をし、先輩の皆さん方もいろいろの議論をしていただいて、たどり着いたのが現在の案でございます。これは、そうした多くの皆さん方の議論の結晶でございます。こうした議論の上になり立っております現在の案というのは、よくよく考えれば、非常に説得力のある案だといふふうに私は理解をいたしております。

基礎年金の部分につきましては、自営業者の皆さん方の一号保険と、そしてサラリーマンの皆さん方の二号保険、そうした案がこれにて一体化されて、サラリーマンの皆さん方の二階の部分をつくつてきた、これは一つの知恵であつたといふふうに私は思っております。

そうした中で今日を迎えているわけでございます。御指摘のように、年金に対するやはり信頼を取り戻していかなければなりません。透明性、あるいはまた透明な姿の中で、そして皆さん方に理解をいただけるように努めなされるというふうにも思っております。このように思つております。

こうして皆さん方に与党間でもいろいろと御協力をいただき、御議論をいただいで出している。きまされた案でございますので、ぜひ国民の皆さん全体にも御理解をいただきたいというふうにも思っております。

○菅原委員 ただいま大臣から、年金の信頼を取り戻すためにあらゆる努力をする、こうした御答弁がございました。年金の不信というものがきわまる中で、この年金不信を払拭するためには、やはり給付以外の保険料投入という問題も一つございまして。

御案内のとおり、平成十四年度末の累計でございますと、年金の保険料、約三百七十兆円という数値が示されております。このうち、実は五・六兆円の大変なお金が年金給付以外に使われたとい

うことがさきの予算委員会でも明らかにしたことは御案内のとおりでございます。一般、我々国民の意識とすれば、年金保険料は年金の給付に当然使われてしかるべきである、こういった自然の思いがあるわけでございます。ところが、この五・六兆円というお金が、グリーンピアや被保険者の住宅融資、あるいは年金福祉施設の整備等に使われていたことも明確になっておりまして、実際問題、その内訳についてお示しをいただければと思つております。

○薄井政府参考人 お答え申し上げます。平成十四年度までに年金の給付費以外に支出されました五・六兆円の内訳についてのお尋ねでございます。

一つは、被保険者等の福祉の向上を目的とした事業といたしまして、幾つかの事業に使われております。第一点目が、大規模年金保養基地、いわゆるグリーンピアの関係でございます。これが約〇・三兆円というところでございます。それから、被保険者住宅融資の利子補給等が約一・九兆円というところでございます。それから、年金の福祉施設事業の関係が約一・四兆円というところでございます。それから、被保険者サービスのための年金相談やシステム経費等の経費が約一・四兆円というところでございます。それから、義肢、装具等の支給等の委託費の関係が約〇・二兆円というところでございます。以上が、被保険者等の福祉の向上を目的とした事業に使われた経費ということでございます。

このほか、今、国の厳しい財政状況を踏まえまして、平成十年度以降、財政構造改革法を受けて、年金事務費の一部に保険料財源を充てる特別措置がとられていくわけでございますが、その関係が約〇・四兆円、こういう数字になっているところでございます。

○菅原委員 当然、その五兆六千億の中には、年金制度あるいは事務的なことで必要最低限の経費もあつたと思つていただけます。実際問題、このグリーンピア、あるいは住宅、福祉施設等々、被

保険者の福祉の向上を図ることを目的として年金保険料が使われてきた、事業に投じられてきたというその経緯については、それぞれ把握、理解をしております。特に厚生年金病院のように、過疎地域においてどうしても欠かせない医療機関であったり、あるいはそれこそ夜間医療という大変重要な役割を果たしている側面も当然あるうか、こんなふうな認識をいたしているところでございます。

しかしながら、事業を開始した当時、多分昭和五十年前後だったと思うんですけども、やはり今日に至って年金財政が極めて窮乏化して、そしてまた国民のニーズそのものもやはり変化をしてきた。こうした状況の中で、当然、平成十七年度までに例えばグリーンピアは廃止をするという閣議決定も既に行っているわけでございまして、中でも、今申し上げたこのグリーンピアを例にとりまして、十七年度までに廃止をしていく、そして既に七カ所ばかり、いわば運営停止をしているというふうにお聞きもいたしております。

あわせて、そもそも、なぜこのグリーンピアなるものをつくったのかという当時の状況というものについて、お示しをいただければと思っております。

○吉武政府参考人 昭和三十六年に国民年金がスタートをいたしました。皆年金体制が整ったわけでございますが、当時は、まだ年金の給付が本格化をしておりませんでしたので、積立金が年々蓄積されるという状態でございます。その当時、旧大蔵省の資金運用部へ特別会計の積立金は全額預託するということがございまして、そういう意味で、広い意味で、年金の積立金の、資金運用部における財政投融資の原資になるわけでございまして、その使途について、基本的な議論がされておりました。

その中で、いわゆる還元融資枠というものを設定いたしました。特に年金の積立金につきましては、例えば福祉でありますとか、あるいは民生でありますとか、あるいは医療でありますとか、そ

ういう国民生活に関連の深い分野に投入すべきではないか、例えば産業の発展でありますとかそういう分野とは違って、そこに投入すべきだということでございます。その中で、年金の被保険者の方あるいは年金の受給者に対するそういう施策についても、あわせて行うべきだという議論が片方ございました。

そういう意味で、被保険者の立場から、年金積立金の運用につきましては、年金資金を長期間拠出していただきますので、被保険者あるいは受給者に対して福祉還元すべきであるという審議会の意見でございます。か国会の附帯決議を昭和三十年代から四十年代にかけて受けておるわけでございます。

これにプラスいたしました。当時、余暇施設はまだ十分でなかったという中で、被保険者あるいは受給者の方にできるだけ低廉な料金で利用できるようなこと、昭和四十七年にグリーンピアの構想が発表されました。昭和四十八年に厚生年金保険法、国民年金法、年金福祉事業団法等の改正が行われまして、いわゆる福祉施設事業として位置づけられた上で開始されたという事情があらうというふうな考えをしております。

○菅原委員 被保険者のための福祉の向上等々、当時の今時の状況があったという御説明でありますが、やはりグリーンピアの利用者数、四千二百四十二万という音が喧伝をされておるわけでございますが、全体の被保険者数の累積数と今おっしゃった四千二百四十二万、被保険者数累積を分母にしますと、利用率、もう御存じだと思いますが、たった三%なんです。全被保険者の利用率が三%ということ、これは民間だったら全くもって経営陣一掃のような状況でありまして、もちろん、自治体に運営を任せておった、あるいは、当時自治体からの要望等々、いろいろな経過はよく把握をいたしておりますけれども、やはり、この年金改革法案の論議の中で、今後、別の形をとったとしても、このような轍を踏まない、やはり民

間の経営感覚というものを十二分に組み込む、そういう方向性が必要ではないか。これは意見だけ申し上げておきます。

そして、その運営の赤字のトータルがどれくらいかということ、あわせて、その赤字分について、いわゆる私たちの年金の保険料がまた使われているのではないかとこの声も一部ありますが、これは事実でしょうか。

○吉武政府参考人 平成十四年度末現在でございますが、十三カ所のグリーンピアのうち、累積で黒字のところは六基地でございます。それから赤字のところは七基地でございます。それで、平成十四年度までの運営の累積収支でございますが、グリーンピア全体で八億一千八百万円の赤字となつてございます。

このグリーンピアの運営につきましては、設立当初から、現在の年金資金運用基金、当時の年金福祉事業団でございますが、運営を地方公共団体あるいは公益法人に委託をいたしまして、運営費については独立採算で行っております。このために、運営収支が赤字になった場合でも運営委託先が負担をするというルールとなつておりました。年金財源から補てんすることは行っておりません。

○菅原委員 今その前段として申し上げましたように、やはり今後この教訓を生かしていくということが極めて大事だと思っております。一方で、厚生年金会館あるいはサンピア等々、現在二百六十五カ所あります年金福祉施設につきましては、やはり民間の基準に照らしますと、そのうちの九七%が赤字であるという極めて厳しい状況が呈されております。

これまで投じられた年金保険料、先ほどのお話、御説明ありましたように、一・四兆円という大きな保険料が投入をされているわけでございますけれども、これにつきましては、実は我が自民党の年金制度調査会における、ちょうど衛藤委員長が座長をされておられますが、年金資金運用・福祉施設改革推進ワーキンググループにおきまし

て、この二月の取りまとめの中で、この二百六十五カ所をすべて全廃すべきである、そしてまた、向こう五年、六年間にわたって全廃という方針を出したわけでございますが、翌日の新聞を見ますと、それについて政府側も大変積極的な、前向きな姿勢の論調のお話をしていたように記憶しておりますけれども、この点につきまして、今後の方向性を示しただけならばと思っております。

○坂口国務大臣 福祉施設につきましては、御指摘のようにいろいろ問題点がございまして、すべてを整理の対象とし、そしてすべてを見直していきたいというふうな思っております。すぐに手放すべきものは何か、そして民間に移譲すべきものは何か、廃止をすべきものは何か、そうしたことを早く結論を出さなければならぬというふうな思っております。

先ほどもお話ございましたとおり、最初ごろは、いわゆる福祉還元ということが非常に言われまして、私がちょうど国会に最初にお邪魔しましたときに、五十年前の前でございました。その当時、五十年前後というのは、これはもう与野党ともに、福祉還元というのは非常に皆さんの一致した意見でございまして、そうしたことで次々とこうした施設がつくられてきたというふうな思っております。

しかし、年金財政が厳しくなりまして、潮目は変わったと言わなければならないというふうな思っています。これからの役所にとりまして一番大事なことは、国会でいろいろ御審議をいただき、国会の附帯決議にもつづけていただいでできたものであったとしても、潮目が変わったときにどうそれをとらえて改革をしていくかという、そのことが一番私は大事だということに反省をしているわけでございます。それからもう一つ、厚生労働省の職員に対しましては、そうした潮目の変化というものに敏感に対応しなければならぬということ、これを今申しているところでございます。

○菅原委員 病院にいたしまして、それぞれの

施設あるいはスポーツセンターにいたしまして、やはり財政面あるいは運営面あるいは利用面、もろもろ含めて検証をしつかりしていただいて、しかるべき明確な、具体的な道筋というものを、役所を挙げてリーダースhipを發揮していただきたい、こう要望しておきます。

それから、やはりこの年金の不信任の払拭という意味におきましては、先般の予算委員会でも再三議論がございましたが、年金の積立金の運用について触れておかなければいけないと思っております。

将来の年金の給付が足りなくなる、あるいはそのための担保、補てんという当初の目的があったというわけでございますけれども、ところが、御案内のとおり、昨年度、平成十四年度末には六兆円の累積損失が出されているわけでございまして、翌平成十五年第三・四半期においては三・五兆円の赤字を出した。言ってみれば、それは、赤字を出すことがあるんだから赤字のときもあつてしかるべきだというような論調があると思つれば、これは戒めなければいけないと思つます。

六兆円という、一丁、二丁、三丁、豆腐じゃやないで、六兆円という数字を例えば一億円札で換算しますと、大体一億円が一メートルと言われているんですが、言ってみれば六十キロぐらいの距離に及ぶ大変な一億円札の長さになるわけであります。六十キロということは、フルマラソンを走つてまたハーフマラソンを走るぐらいの距離の金額、これをいわば国債あるいは国内の株式投資等々、それぞれそのときの経済状況あるいはあらゆる金融状況の変化等々、背景はあるわけでございまして、やはり国民の貴重な年金の保険料でありますから、この辺をもしっかりと安定的なものにしていかなければ、やはりこの年金不信の一因になってしまうのではないかと、こう指摘をしておきたいと思つております。

そして、そのためにやはりこれまでも専門家に よるいろいろな手だてが構築をされてきたと思うんですが、より一層確実、そしてまた効率的に運

用がされる専門家集団の創設について、そしてまた、やはり年金の積立金という、いわば国民の年金のたのの子を運用する目的あるいは方法、あるいは年金財政との相関というものについて、しっかりと国民の皆様情報提示、情報公開というものをしていく必要があるのではないかと。独立行政法人に生まれ変わる中で、この辺についてしっかりとした姿勢を冒頭お示ししていただきたいと思つます。

○坂口国務大臣 年金の積立金の運用につきましてのお話がありました。

結論から先に申し上げておきますと、独立行政法人を設立いたしましたので、今後運用をしていきたいというふうな思つております。

現在のところはまだ財務省、すなわち財投の方にお預けしてあります額の方がうんと大きいわけでございまして、この運用額はまだ少ないわけでございまして、将来これが全額返つてまいりまして、百四十兆兆、もう少しまたこれが大きくなる可能性はあるわけでございまして。そうしましたときに、その運用、これを透視性を高めて、そしていかに効率よく運用をするかということが問われるわけでございまして、ここは専門家の皆さん方にお集まりをいたしまして、そしてこれは専門家の中のだなたかをおの独立行政法人の理事長としてお迎えをしてやっていくということが望ましいというふうな思つております。現在のうちに、全体の計画そのものもその中で今度はお立てをいたしたいということにしたいというふうな思つております。

現在、六兆円ほどの赤字になつていことは事実でございますが、その中で、二つに分けて、平成十二年までのいわゆる資金運用事業、今までそのうちで中財投から金利をつけてもらつて借りて運用してきた時期と、それから、もう直接にすべてを運用する平成十三年、十四年といった時期とはかなり違うというふうな思つております。以前の、一・七兆円につきましては、これは利子分が少し足らなかったということでありまして、

決して年金の元を減らしたわけではございません。お借りをしてきた向こうに五・一％利息をつけて返したものですから、そこに、こちらの方の借りて運用した方には一・七兆円の赤字が残つた、こういうことでございまして。しかし、十三、十四年につきましては、これはこちらの方で運用をして赤字が出たものでございまして、四・三兆円あるわけでございまして。

幸いにいたしまして、平成十五年から株価の上昇が起りまして、現在のところこの十三年、十四年においてマイナスになりました分は取り返しております。さらにプラスの方向で現在進行中でございまして、しかし、いかに一年間に四兆円、五兆円という金がプラスになつたとしましても、これはまたそういう逆の場合も今度はあり得るわけでございまして、今後のあり方というものにつきましては、十分な配慮としまして国民の皆さん方の御理解が必要だというふうな思つております。

御指摘のように、その面をしつかりできるような体制を確立するように努めたいと考えているところでございまして。

○菅原委員 さらなる御努力をお願いしたいと思います。

最後に、やはり国民の皆様、この年金について今議論真つただ中でございましてけれども、どうしても、年金制度の安定化あるいは維持ということについて、ややもすれば痛みを伴う議論でございまして。そういう中で、やはり私もみずからも議員年金、この問題については国民の皆様から大変多くのお声がございまして。やはり、国民負担割合が七割に達している点、あるいは十年の在職で一生もらえるという点、あるいは他年金との併給がある点、あるいは一年在職が延びることに約八万円に加算される点等々、大変国民の皆様の不満というものも出てきているわけでありましてけれども、やはり私は、はっきり、ずばりこの議員年金は廃止すべきだと個人的には思つております。きょうの朝刊にも小泉総理がそうしたお話をさ

れておりましたけれども、これは当然ことでの議論ではないわけでありまして。これはもう重々承知をしての発言でございますけれども、今回、御案内のとおり、議長のもとで第三者機関を設けて議論をすることが相決定をいたしてございまして、こういう国民の年金について議論するときだからこそ、陳から始めよという姿勢というものを、私も政治家は示していく、こういう必要があると思つております。

大臣については御答弁はきょうは結構でございますが、個人としての御意見があれば承りたいと思つます。政治家個人としての。

○坂口国務大臣 今お話をいただきましたように、議員年金につきましては厚生労働省の所管でないことは御指摘のとおりでございます。現在、国会内において議長さんのもとにいろいろと御議論をいただいているというふうな思つております。

私は、議員といえども、やはり年金制度というものはあつた方がいいと私個人は考えております。しかし、現在の制度でいいかということになれば、それはやはり改革をして、国民の皆さん方に御理解をいただけるような形、そうしたものにやはり改正をしなきゃいけないというのが私の個人的な意見でございます。

○菅原委員 どうもありがとうございます。

○衛藤委員長 次に、冬柴鐵三君。

きょうは、お許しを得て、質問の機会を与えていただきました。ありがとうございます。

私も一言。この場に野党第一党である、また政権をかわるんだということを日ごろ言つていられたる政党が欠席をしていられる、まことにけしからぬ、このように私は思つます。

理由として挙げていられることでございましてけれども、四月一日の本会議における総理の答弁が気に入らない、そういうことを言つていられるようでございます。もちろん私もそのときには本会議場におりましたが、その総理答弁が終わるとき

に、壇上に対し場内担当者、すなわち議連の人が駆け寄ってそれについて協議したという跡はありません。しかも、それは、今は離党していられますけれども、民主党から選ばれた、国会で選ばれた副議長が、本日の質疑はこれにて終了いたしました。そして、本日は散会しますという閉会宣言をきちつとしていられるわけでありませぬ。これは責任の放棄と位置づけられて、二度とそういうことを蒸し返すことは許されぬというのの議会の常道でございます。

また、二つ目に、先ほどの議員もおっしゃいましたけれども、そのように答弁が不足であるというところであれば、この委員会に総理の出席を求めて、正々堂々とそのことを論じて、そしてその結果、国民に判断をしていただく、これが常道であろうと私は思うわけでありませぬ。

しかしながら、出てきていられないということの真意はそんなところにあるんじゃないか、対案が出せないから来ておられないんじゃないのか。対案をもし出されたら出てくるんじゃないか。そうならば、これは党利党略でありまして、対案を出さないということの国民の目から隔べいするのためにこのようなことをやっていられるとするならば、この人たちに政権を任すわけにいかない、私はそのようにも思うわけでございます。

いずれにいたしましても、近く対案が出てくるようございませぬけれども、先ほどおっしゃいましたように、昨年マニフェスト選挙であるというふうな言われて、その中にこの年金改革を言われたその政党が、いざとめになると全然とまらぬ。ついで一週間以内の著名な日刊紙では、中ではばらばらの議論がされているというふうなことまで聞きますと、一体あのマニフェストというのはどういふつもりでお使いになつて、そして国民に約束されたんだらうというのを疑わざるを得ないわけでございます。

そしてまた、我々は選挙が終わりました、年末予算編成のときに、本当に夜を徹してこの年金についての与党合意をまとめて、そして二月十日に

はこの衆議院に閣法として提案をしているわけでございます。それも、それまでに、早く出せ早く出せということ言われまして。我々は提案しているけれども、きょうは四月七日でございまして、もうはや二カ月の日が経過をいたしております。しかし、いまだに出ないということは、本当に一体政権担当能力があるのかと言われれば、ないと言わざるを得ないのではないかと、私はそこまで極論をしたわけでありませぬ。

それはさておきまして、今まで聞かえてきている民主党案というものについて、何点か政府の考え方もお聞かせをいただきたいと思うわけでございます。

民主党案と、それから、政府案の大きな違い、いろいろありますけれども、最も大きな違いというのは、政府案の中では、いわゆる所得比例年金の部分について、加入を強制されるのはいわゆる被用者、サラリーマンであるという点でございまして、民主党案では、それ以外に、現行法上第一号被保険者と言われる一群の人々があります。自営業者あるいは農林水産業者というふうな人たちでございませぬけれども、そのような人たちも二十歳以上の人で所得があればすべて、二十歳以下でも例えばフリーターのように入所得がある人はいわゆる所得比例の年金に加入を強制するという、その点に大きな違いがあるように思われるわけでございます。

そこで、政府にお伺いしたいんですけれども、現行法あるいは今回の改正の中でも、一号被保険者、すなわち自営業者と、二号被保険者、いわゆるサラリーマン、これには民間に雇用される人も、地方に雇用される人も含みますけれども、そのような人たちと処遇を別にするということ、これは昭和三十六年に国民皆年金制度を創設して以来今日まで、四十数年ずっと維持されてきたわけでございます。それには実質的な理由があると思ひます。それには、民主党案と違う、一部の人に所得比例年金を強制し、一部の人にはそれを強制しないという理由を御説明いただきたい

と思ひます。

○吉武政府参考人 第二号被保険者の方、サラリーマンの方につきましては、保険料率というところで御負担をいただいております。

それで、一三・五八%の所得比例年金保険料の支払い、これを仮に自営業の方に求めるといふふうな考えをまいりまして、サラリーマンの方の場合の標準報酬月額最高額が今、月額六十二万円でございます。この六十二万円を年収換算いたしますと月額で八十万六千円、仮に自営業の方が八十万六千円の月額所得を持つておられるということにいたしまして、これに一三・五%の保険料をいただきますと十・九万円ということになります。現在の国民年金保険料一万三千三百円の八・二倍という形になってまいります。

それから、標準報酬月額が最低の方が九万八千円でございます。これはサラリーマンでも九万八千円の給与の方がおられまして、その方のボーナスも含みました月額換算は十二万七千円となりまして、この方の保険料は一万七千円でございます。これに對しまして、現在の国民年金保険料は一万三千三百円でございますので、標準報酬月額が最低の方でも一・三倍となるという形でございます。

サラリーマンの場合には、ここについて事業主に半分負担をしていただくという形で半分になるわけでございますが、自営業の方の場合には、事業を御自分でやっておられ、そして御自分で働いておられるという立場でございませぬから、そういう意味で、事業主とサラリーマンの立場を両方お持ちになるといふ形になります。そういう意味で、厚生年金の保険料に匹敵するような形で所得比例保険料の自営業の方の負担というのはなかなか大変な問題があるだらうというふうな私どもは考えております。

○冬柴委員 早速各論に入られたか、ちよつとわかりにくいんですけれども、昭和三十六年以来今日まで四十数年を超える期間、なぜ我が国では自営

業の方とサラリーマンの方とを区別して制度が組み立てられてきた、こういうことについてどういう理由かということをお聞かせいただけますか。

今の答弁の中からお聞きできるように、一つは、サラリーマンの場合には、会社あるいは国、地方、雇用主が、残業すれば、その残業時間と、それに割り増し賃金まで計算して支払った金額というのが一銭一円も逃さず非常に明瞭になるという、所得の捕捉が確実であつて、その精度も非常に高い、そういう面が一つあると思ふんですね。そして、税は源泉で徴収される、保険料につきましてもそうですが、源泉で徴収される、確実に納められるというのが、二号被保険者という一群の人々だろうと思ふわけでございます。

ところが、一号という方は、自営業者等といひますけれども、これはもう一々申し上げますと、その商店街を歩いていたら、ほとんどが一号被保険者ですね。お肉屋さん、魚屋さん、八百屋さん、豆腐屋さん、薬屋さん、そしてまた文具屋さんもあります。酒屋さんもあります。お好み焼き、たこ焼き屋もあります。パーマ屋さんも散髪屋さんもあります。食堂や飲み屋さんもあります。洋服屋さん、和服屋さん、洋品雑貨も、またパチンコ屋さんもあるんでしよう。また、大工さん、左官もそうです。そしてまた、お百姓さん、農業経営者ですね。それからまた、林業者も、また漁師さん、漁業者も、そういう人たちが全部一号被保険者じゃないですか。

そういう人たちの所得というものは、すべて自分で売り上げとか費用というものを計算して、年度末に申請をして、自主申告をして、そして税金を計算する、そしてそれを納める、そういう大きな違いが一号と二号ではあると思ふんですね。その一号の人に対して、今政府は、収入、所得の多寡にかかわらず、何十万所得があつてもいいから、一万三千三百円を納めてもらえれば老齢年金として、将来高齢に達すれば、その一・七倍は返します、額にすれば六万六千円というものを保

険としてお支払いします。こういうことによつてバランスをとっているわけであつて、一銭一厘所得を捕捉する、そういうことができない以上、そういう形をとっているんだらうと思う。

また、そういうことで、国民の間でも、こういう今たくさん挙げました、お肉屋さん、魚屋さん、八百屋さん、そういう人たちは、一々幾らもつかつたかということの詳細に報告したりいろいろするよりは、この一万三千三百円だけ納めておけば、高齢に達して、一つの、低いがけれども夫婦で十三万二千円ほど受け取ることができ、その制度でいいんだ、そういう国民の合意が成立して、今日に至っているんじゃないでしょうか。

それを民主党の場合は、そういうことは一切なしにして、魚屋さんも肉屋さんもパーム屋さんも全部、大工さんも農林漁業の人たちも、所得を全部捕捉しますという。一円単位で捕捉しないとこれは不公平ですよ。全部捕捉した上、それに対して一三・五八%の保険料を納めていただきますということになるんじゃないでしょうか。その点、確認してください。私の理解でいいですか。

○吉武政府参考人 国民年金を昭和三十六年に制定いたしました際に、今先生お尋ねの御議論がございまして、それ以来ずっと所得比例保険料については議論が積み重ねられておるわけですが、なかなか実現が難しい。その原因は、先生おっしゃるとおりだらうと思ひます。

それで、最近の、例えば御夫婦の年金受給世帯の典型的な平均値を申し上げますと、ずっと自営業であつた方につきましては、年金が大体百五十万でございます。これに對しまして、いろいろ事業を、なだらかに引退をしておられますので、事業収入等が約二百四十万ございまして、トータルで三百九十万でございます。これに對しまして、サラリーマンの御夫婦の場合には、年金が約三百万でございます。そのほかの収入は百十万でございます。両方足し合わせますと、サラリーマンが四百十万、自営業の方は三百九十万という形でございます。

そういう老後の収入の構造でありますとか、現役の時代から、どういう形で老後に、御自分の仕事と年金とを組み合わせていかれるかということとろは相当違いがございまして、そういう意味で、自営業の方に所得比例保険料を導入し所得比例給付をするというのは非常に、おっしゃるとおり、自営業の方の御希望なりお考えも十分聞きながら議論をする必要がある事項だらうというふうな思っております。

○冬柴委員 ですから、サラリーマンとこのような自営業とを一元化して一律にしてしまつて、そしてそれを、その人の好みとか意見とかは抜きにして所得比例年金に組み込んでしまつて、強制加入になるわけがございまして。そういうことについて、私はやはり、相当な時間と議論が必要ではないのかというふうな思ひます。

まず、そのような、私が挙げたようなお百姓さん、漁師さん、あるいは魚屋さん、八百屋さんという人たちの所得をサラリーマンの所得と同じ精度で把握するというのは、どんな制度の導入を必要としますか。

○坂口国務大臣 先ほどからお話しいただいておりますように、自営業者の皆さんの特徴というのは、一つは定年制が存在しない、サラリーマンと大きな違いだと思ひます。

もう一つは、所得が年々歳々と申しますか、あるいはまた月々と申しますか、非常に変化が大きいわけでありまして、先月よかつたから今月もいかといへば、そうもいれない。平均値でいくとしましても、昨年はある程度よかつたけれども、ことしは悪いか、あるいはまた、逆の場合も起こり得るということで、非常に変化があるというのが自営業者の皆さんの所得の特徴だと思ひます。私には思ひます。

そこをどのように把握をし、そしてどのような保険料を掛けさせてもらうかということは、なかなか難しい話であることだけは間違いありません。この皆さんの所得を把握するためには、納税者番号制等を導入して、そして皆さんの所得

というものを把握させていただく。納税者番号といえども、全部把握することができるとはどうかわかりませんが、ある程度は把握ができるというふうな思ひます。そういうことができるかどうかということが一つでございます。

それから、これはきょう午前中にもお答えをしたことでございますが、その所得に対して保険料を掛けますときに、それは売り上げに対して掛けるのかどうかということでございます。サラリーマンでございますと、給与に対してもう少し保険料を掛けていくわけでありまして、それと同じ形で行くということになれば、これは売り上げに対して掛けるということになります。それとも、そこから経費を引いた所得に対して掛けるのか、あるいは課税所得に対して掛けるのかというようにどうするかということも甚だ難しい議論になります。

ですから、これをサラリーマンと同じようにするのかということも、あるいはまた、これは別扱いにするのかといつたようなことも議論をしなければならぬことであると思ひます。

ほかにいろいろあるかというふうな思ひますけれども、主なもの挙げれば、そういうことではないかと思ひます。

○冬柴委員 もう一つ、先ほど年金局長から答弁がありましたけれども、自営業の場合には使用者という方がいられます。サラリーマン、被用者の場合には使用人という人がいられるわけでありまして、これは各国どこでも、民主党がお手本にされたというスウェーデンでも、現在一八・九

％ですか、というような高率の所得比例年金保険料率がそんなことになつていくように思ひます。そのうち、労働者の方は七％負担しているだけ。そして、使用者の方は一一・九一、約一二％を負担している、そういう実態があるように思ひますが、そういう問題を踏まえながら、では自営業者はどれだけ負担しているのかという、ど

うも全部、一八・九一を負担しているようございませぬ。どういふふうな分母でどういふものが掛け合されるのか、私はつまびらかにすることはできませんけれども、よく納得しているなという感じがします。

日本で、今の商店街を歩いて、民主党が言っている案のように、あなたの方の所得は全部捕捉しますよ、そしてそれに一三・五八%を、金額の多寡にかかわらずその率で掛け合わせたものを納めていただきますよということをやつた場合、大変なパニックが起るんじゃないでしょうか。しかも、民主党案には、手に入れますと、社会保険庁と税務署を合体して、保険料は税金の徴収と同じようにやるといふことまで言つていられます。そうすると徴収が強化できるこれは書いてありますから。そうすると、その大きな、今おっしゃつたように八倍にもなる、今の一万三千三百円を基礎に考えた場合に八倍にもなるような保険料を、加入を強制された上に、払わなければ要するに税務署が来るわけですから、これは滞納処分。滞納処分ということになります。もちろん差し押さえ、競売ということになります。

こういうことがみんな、例えば商店連盟とか商工会とか商工会議所とかいう、そういう人たちを代表する団体がたくさんありますけれども、民主党はやはりそういうところも十分聞かれて、納得を得た上でやつていられるのかどうか、私は本場に疑問を感じるわけでありませぬ。何か自営業者いじめの内容になると違ふかな、相当なパニックが起るんじゃないかなということを私は予想いたします。

その上に、あとまだもうちょっと時間がありますからお聞きしたいんですけれども、民主党は最低保障年金制度というものをおつくりになる、そしてそれは、その財源は年金目的消費税をもつて充てる、こういうふうな言つていられると思ひますが、こういうふうな言つていられると思ひませんが、一定の前提を置いて試算してみた場合、一体

この消費税率は何%必要と推計できるかお示しを
いただきたいと思うのですが、いかがですか。

○吉武政府参考人 民主党案はまだ検討中のよう
でございますが、いずれ示されるのではないかと
思いますが、その設計の基本のところはなかなか
不明のために、最低保障年金の財源の規模につ
いて試算は非常に難しい状態でございますが、最
低保障年金の財源とちよつと目を変えまして、現
行の保険料水準を変えない、一三・五八%、それ
から、政府案と同程度の給付水準はこれはいわば守
るといいますか、そういうことで考えますと、ま
ず、政府案におきましては、国庫負担を基礎年金
二分の一に引き上げていただくということござ
いますので、ここは民主党案では歳出の削減によ
るという御主張でございますが、ここを仮に消費
税に換算して申しますと一%強だろうというふう
に、三分の一から二分の一のところは一%強、消
費税に相当するとすれば一%強だろうということ
になります。

それから、政府案で申し上げますと、厚生年金
の保険料率を一八・三%まで引き上げさせていた
だく、そして標準的なケースで所得代替率五〇・
二%を確保したい、こういうことでございま
す。仮に厚生年金保険料を現行の一三・五八のま
ま据え置きまして、同程度の給付水準を確保する
ということになりますと、保険料の上げられない
ところが財源が足りなくなりますので、これを別
途用意する必要があるだろう。そういう意味で計
算をいたしますと、この差額は、保険料率が上
限に達します二〇一七年度において八・四兆円程
度というふうに見込まれまして、年金目的消費税
に換算すると三%弱だろうというふうな考えられ
ます。

さらに、このほかにも、今の申し上げたところ
は厚生年金の一三・五八%と一八・三%との差を
消費税換算したものでございますが、厚生年金の
被保険者数は四千二百万人でございます、これ
以外にも共済年金、あるいは、今回の案にござい
ますが、いわゆる第一号の方についても同じよう

なことを適用いたしますと、公的年金の加入者は
七千万人でございます、四千二百万人だけでは
なくて七千万人の影響をどう考えるかという問題
が出てくるだろうというふうな思っております。

仮にこれを比例的に四千二百万人分の七千万人
というところで先ほど申しました二・八%に掛けま
して、それから先ほどの二分の一の一%強を足し
合わせますと、六%程度という形でございます。
むしろ、一三・五八%に据え置くという方から計
算を申しますと、そういう足りない財源といいま
すか、が出てくるだろうということでありま
す。

○冬柴委員 そうすると、現行の消費税五%の上
にこの年金目的消費税なるものが約六%ないと、
おっしゃっているような、いろいろ仮定はありま
すけれども、実行できないのではないかと。民主党
は三%というようなことを言っているように
すけれども、到底それでは賄い切れないというこ
とが明らかになったように思っております。
これを入れた場合に、問題が三つあると思いま
す。

一つは、高齢者で、もう保険料を全部払い終
わつて、今いただいている人にまで、もう一回保
険料の支払いを、消費税という形で二重払いを強
制するということが、これは高齢者いじめ、老人
いじめじゃないかなという感じがいたします。一
つです。

もう一つは、一号被保険者、先ほどの八百屋さ
んとか魚屋さんですけれども、こういう人たち
が、所得比例年金で物すごく上がっている上に、
まだこの上に消費税まで、六%といったら大変な
ことですけれども、もう一回それまで負担させら
れるということになると、これも大変な負担にな
るのではないかと。今の状態と比べてと、二〇
〇九年からとおっしゃっている、あと五年たてば
もうえらいことになるということが予想されるわ
けであります、本当にそれは受け入れられるん
だろうかと、このことを非常に危惧いたします。十
分にこれから議論をそういう点でしていかなきや
ならないと思っております。

そして、来年は介護保険についてどうするかと
いうことも決めなきゃなりませんし、それからま
た、再来年には新しい高齢者の医療制度というこ
とで制度をつくっていかなくやならない。これに
も多くの国費を投入しなきゃならないことになる
んではないかというふうな思っております。ござい
ます。年金だけに今概算されたような六%も投入す
るといふことになってくると、これは私は、日本
も今でこそ五%、三%から始まって五%になつ
て、大変世界で比較しても低い率の消費税とい
うことであつて、言われていましたけれども、あつた
間にこれが十数%、二〇%近くになるのではない
かということ非常に危惧するわけでございま
す。

最後に坂口厚生大臣、こういう国民負担とい
うもの、税と、そしてまた保険料というふうな
ものが国民所得の中に占める割合というものが非
常に五〇%に近づいてくるし、こういうやり方をす
ればそれを超えてしまうおそれが出てくるのでは
ないかと思つて、福祉関係でございます。の
で、大臣の御所見を伺いながら、私の質問は終
らせていただきたいと思つて、どうぞよろし
くお願いします。

○坂口国務大臣 民主党さんの案につきまして
は、正式に提出をされました段階でまた詳しくお
聞きをして、それに対して我々の意見というもの
を申し上げさせていただきますと思つておりま
す。

いずれの制度にいたしましてもプラス面、マイ
ナス面があることは事実でございますけれども、
大きな改革を行えば行こうほど大変現実とは異なる
わけでございますから、これはいろいろの議論を
しなければならぬことだけは間違いない事実
だと思つております。

さて、今後の問題でございますが、全体で対国
民所得比で三〇%ぐらいは社会保障に必要だとい
うふうな思つております。その中で、今後の伸び
として一番大きいのは何かといえれば、やはり高齢
者医療の伸びが一番大きくなる可能性がございま
す。

して、五対三対二という年金、医療、介護の割合
を今まで厚生労働省は言つてまいりましたが、そ
こは四対四対二ぐらいに修正をしなければなら
ないかもしれないというふうな今議論をしてい
るでございます。

そういうふうな思つてまいりますと、これから
の財政、限られた財源でございますから、それを
非常に大事に使つていかなければなりません。消
費税につきましても将来お願いをしなきゃなら
ないときがこれはあるというふうな私も思つてお
りますが、この消費税というものの使い方につ
きましても、年金、医療、介護、そうしたことがあ
ることを十分に念頭に置いて、そして使わなけれ
ばいけないというふうな考えているところでござ
います。

○冬柴委員 ちよつともう一つだけ、一言だけ、
済みません。

この年金制度というのは、世界最高の長寿社会
を迎えている日本におきまして、長い老後のみ
ずからの安心した老後、そして健やかな老後とい
うものを担保するためには、国が公的年金という
のをきちつと組み立てなければだれもできない話
でございます。子供もしてくれませんが、また、
みずからも老後のことを、そんな蓄えることもで
きないと思つてございまして。

そのような意味で、今回の、少なくとも現役世
代の五〇・二%というものを将来ともに保障する
ということを国の威信をかけて決めるということ
は非常に大きなことだと私は思つてます。まさにこ
れこそ抜本改革だというふうな思つてございま
すから、この法案成立に向けて我々も頑張つて
まいることをお誓ひして、私の質問を終わらせ
いただきます。

どうもありがとうございました。

○衛藤委員長 次に、古屋範子君。

○古屋(範)委員 公明党の古屋範子でございます。
本日、初めてこの厚生労働委員会に質問をさせ
ていただきます。冬柴幹事長の後で多少緊張して

おりますが、どうぞよろしくお願いをいたし
ます。

さて、今回の年金制度改革関連法案の最大の特
徴は、何といつても年金制度で最も大事な将来の
給付と負担を明示した点にあると思えます。これ
までの年金改革は、五年ごとの財政計算のたびに
給付や負担を見直してまいりました。本来であれ
ば、改革が積み重なる中で公的年金の基盤は強
くなっていくべきであると考えますが、なかなかそ
のような方向には向かわず、国民の年金不安は高
まってきているという側面もございませう。また、
我が国の年金制度は世界でも例を見ない急速な少
子高齢化の進行により大きな危機に直面するとい
う事態を迎え、このままでは際限ない保険料の上
昇、また給付の切り下げが避けられず、国民の年
金不安の大きな要因となっております。

こうした不安や不信を取り除くためには、年金
に対して正面から向き合い、問題を発見し、解決
の方策を導くことが必要でございませう。その点、
今回提案されております年金制度改革法案は、公
的年金制度を持続可能で安定的なものにする内容
となっており、私たち国民の安心につながる改正
であると考えます。

将来にわたって年金制度を維持できる抜本改革
は、まさに待ったなしであります。徹底討議の中
で一日も早く年金改革の社会的合意を形成するた
めにも、民主党は審議の場にすぐ参加すべきであ
り、国民の前で正々堂々と論議すべきであると最
初に申し上げておきたいと思えます。

そこで、今回の制度改革がもし行われなかった
場合、将来の給付と負担はどうなるか、まずこの
点についてお伺いをいたします。

○吉武政府参考人 制度改革をいたしませんで、
現行制度を維持いたしますので、給付は下がらな
いということになります。その場合の保険料率で
ございませうが、厚生年金で申しますと、毎年〇・
三五四％ずつ保険料を引き上げるということで試
算をいたしますと、国庫負担三分の一の場合で平
成五十年、二〇三八年度に二五・九％でございま

す。それから、国庫負担三分の一の場合に平成四
十二年、二〇三〇年度に二二・八％という形で
ございまして、いずれも二〇％を相当超える水準と
なっております。

それから、国民年金について申し上げますと、
今回の改正案では、毎年二百八十円という少し小
幅に引き上げをさせていただくという案を提案さ
せていただいておりますが、二百八十円の引き上
げで現行制度を維持いたしますと、平成三十五
年、二〇二三年に積立金が枯渇をいたしまして、
一定の保険料水準で財政の均衡を図ることができ
なくなっております。完全な賦課になりますの
で、必要な費用を毎年保険料を引き上げて賄うと
いう形になります。年金制度としてはもう長期
的な安定は図れないという状態になってまいりま
す。

仮に、毎年の保険料の引き上げ幅を六百円とい
う形にいたしました場合で申し上げますと、国庫
負担三分の一の場合で平成四十三年、二〇三一年
度に二万九千五百円、国庫負担二分の一の場合に
平成二十九年、二〇一七年度に二万七千七百円とい
う相当高い水準の保険料になってまいります。

○古屋(範)委員 かなり厳しい数字であるとい
う御答弁でございませう。

今回提案の年金制度改革法案には、我が公明党
が訴えた年金改革プランの内容が大きく盛り込ま
れております。例えば、厚生年金の給付では、働
いたときの平均収入の五〇％以上を確保するとし
ておりましたが、改革案にも、現役世代の平均的
収入の五〇％を上回る給付水準を維持しつつ、年
金を支える力と給付との均衡がとれる仕組みとす
ると明記をされました。

また、課題であった基礎年金の国庫負担割合の
引き上げの道筋を示し、さらに保険料についても
上限を設けるなど、将来の給付と負担を明確にし
たもので、年金制度の根幹にかかわる問題につ
いて見直しが行われることになりました。これは、
まさに文字どおり国民に安心を与える大改革案で
あると考えておりますが、坂口大臣の御認識をお

伺いたします。

○坂口国務大臣 年金と申しますのは、これは継
続こそ命だというふうに思っております。継続の
できないものでありましては、どんな立派なもの
をつくりましても、それは価値がありません。将
来にわたって継続されて初めて値打ちのあるもの
でございませう。

したがって、今回のこの改正案、一方にお
きましては、ある程度保険料を今後も負担をして
いただかなければなりません。一八・三〇％とい
う上限をつくりましたけれども、それまでは徐々
に上がっていくわけでありませうし、今度は、受け
ていただきます年金の額は五〇・二という、五
〇％を確保しましたけれども、現在の五九％から
見ると徐々に下がっていくかざるを得ませう。一定
の保険料と一定の年金額、両方をにらみながら、
そして皆さん方に御理解を得なければならぬとい
うのでございませう。

保険料は低い方がいい、年金額は高い方がいい
い、そう思われる皆さん方からすれば、それは逆
の方向を向いているのではないかと御批判もあ
るわけでございませうが、少子高齢社会という社会
の中で継続をさせていくという大前提の中で考え
れば、やむを得ない今回のこの法律でありまし
て、これを行う以外に方法はないかとたく信じて
いるところでございませう。

そうしたことを国民の皆さん方にもよく御理解
をいただいて、ぜひともこの案を成立させていた
だきたいというふうに思っている次第でございま
す。

○古屋(範)委員 まさに継続と安心の今回の年金
改革案というふうに御答弁で受けとめた次第で
ございませう。

本日、質問者、女性は私一人でございますので、
これから女性と年金をテーマに質問を行ってまい
ります。

今回の法案の特徴の一つは、女性の年金が大き
く前進したことにあります。女性の年金が語られ
るとき、サラリーマンの妻である専業主婦がな

得をするのかと、専業主婦の保険料免除をめぐ
つて、とかく女性同士の対立になりがちでありま
した。私は、そのような女性同士の対立ではなく、
広く女性全体、また社会全体の問題としてとら
え、だが、どのような生き方を選んだとしても、
制度は中立であり、そして一人でも生きられる年
金制度であることが望ましいのではないかと
いうふうに考えます。

女性の年金問題について、私たち公明党は、世
帯単位から個人の単位へと、年金制度の転換を進
めることを政策に掲げております。働き方の多様
化、社会進出をする女性がこれほどふえた時代、
またライフスタイルの変化、シングルを通ず女性
も多いですし、また離婚も増加をしている。この
ようなライフスタイルの変化に対し、老後に安心
感の持てる制度にするためには、世帯単位での給
付ではなく、国民一人一人が制度の支え手とな
り、個人が尊重される明確なビジョンを持つこと
ができる制度が確立されるべきというふうに思
います。そのような観点から、私は、世帯単位から
個人単位への転換を図ることが重要であると思
えます。

女性と年金のあり方も含めまして、坂口大臣の
御所見をお伺いいたします。

○坂口国務大臣 個人単位か、それとも世帯単位
かというところは、いろいろ御意見のあるところ
でございませう。

現在は、国民年金の方は個人単位になっており
ますし、いわゆる職域年金の方は世帯単位になっ
ております。また、国民健康保険を見ますと、こ
れは世帯単位になっております。それから、先ほ
ど忘れましたが、介護保険は、これは個人
単位になっております。

したがって、これからの社会保障全体を考
えていきますときに、さまざまな面を持っている
わけであります。やはりそれぞれにその機能を
果たしているのが現状でございませう。

こうした問題を今後どういうふう整理をして
いくのかというところは、私は、大事な論点の一つ

女性からの御意見があることは私も十分にお聞きをいたしておりますけれども、いずれにしまして、奥様にはほとんど財布を渡しているわけでありますから、二つに割ると言いますが、二つに割るどころではなくて、全部渡しているわけでございますので、そこまで言うかどうかということは今後の課題であると私は思っております。ちよつと箇切れが悪うございませうけれども、お許しください。

○古屋(範)委員 最大限努力をされた御答弁かというふうな思っておりますが、次に、第三号被保険者、いわゆるサラリーマンの妻の届け出の特例について伺います。

今回の改正案の中で、第三号被保険者として届け出を忘れた人たちの救済策が図られたことは、大臣の英断のためであるというふうな思いです。年金空白期間が生じてしまった人は少なくとも十九万人とも言われており、この方々は無年金になるおそれがあります。

私は、以前より、紙一枚の届け出を出すという生涯通算で千六百万から千八百万円の基礎年金を受給することができる人と、その届け出を忘れて無年金になる人との不公平は是正すべきと考えておりました。ですから、無年金者を出さないために、第三号被保険者としての要件を満たしていることが確認されるのであれば、いつでも過去にさかのぼって認定するとして今回の措置は大いにアピールすべきであると思っております。

厚生労働省に、この特例の詳細についてわかりやすい御説明をお願いいたします。

○吉武政府参考人 第三号被保険者の方は、御自身自身で保険料負担は行っておられませんが、その配偶者も含めまして、第二号被保険者全体で負担をしていただき、そのことによりまして基礎年金の給付が支給される。

時効は二年でございまして、おくれ届け出がありましたときには二年まではさかのぼることができるというのが現行の仕組みでございます。

ただ、例えば、生命保険会社なんかでも幾つかの事例が生じたけれども、御自身が生命保険会社に勤めておられて、御本人が厚生年金、健康保険の適用があるということ自体を認識されていなくて、会社側がそういう手続をとっておられた。それで、その後、実は第二号までは事業所の確定で確定をいたしますけれども、やめられた後に第三号被保険者の届け出が必要でございまして、それができなかったというような事例がございます。

それで、平成十四年の四月以降は、それまで市町村に届け出をお願いいたしておりましたものを、事業主の御協力を得まして事業主に届け出をさせていただいて、それを社会保険事務所に提出していただくというふうないたしました。これは、健康保険の被扶養者と、それから厚生年金の第三号被保険者というのは基本的に同じ状態の方でございますので、健康保険の扶養者の届け出は通常出されますので、それと同時に第三号被保険者の届け出をやるということ、よほどの例外がない限り、基本的には届け出漏れが生じない体制をつくっております。こういう体制ができたことにかんがみまして、過去の届け出漏れにつきましても、第三号被保険者であったということ客観的に証明していただければ、さかのぼって保険料納付済み期間とすることにしております。

今後の問題でございますが、非常にまれな事例でございますけれども、事業主を通じて届け出がございまして基本的には漏れがないはずですが、非常に極端なことを申し上げれば、その配偶者の方が事業所にきちんと届け出をされなかったというふうな、そういうケースも考えられないことはありませんので、そのことについて、第三号被保険者の責任に帰することができないやむを得ない事由がある場合には、今後につきましても、今申

し上げましたような、さかのぼりの届け出は恒常的にすることができるという状態の改正を提案申し上げております。

○古屋(範)委員 大変にありがたい救済策であるというふうな思っています。

次に、今回の年金制度改革法案に対するマスコミ報道、また、私の周りでもさまざまな意見が寄せられております。

例えば、給付水準五〇％以上の確保と年金の下限が明記されたことについて、五〇％の確保は将来の合計特殊出生率が一・三九で推移するということが前提となっております。過去の推計からしてもこれは楽観的過ぎるという意見もござい

確かに、出生率を上げることが大変に困難であると思っております。私の周りでも、働きながら子育てをしている方が大変に苦労をされております。そのためには、子育て支援策をさらに充実し、大きく推進していくことが重要となってまいります。

今回の改正案の中で、その一つとして、次世代育成支援拡充の観点から、子育て世帯について、現在の一歳までの育児休業中の保険料免除制度の取り扱いを三歳まで拡充する、また、勤務時間を短くするなどして働いている場合、子供が生まれる前の賃金に基づき給付額を算定するなど、子育て世帯に対する配慮が拡充されることになっておりますが、さらなる対策の充実を図るべきと考えております。

そこで、少子化対策につきまして、今回の保険料免除の取り扱いでも、育児休業期間であるないにかかわらず、子育て期間中の一定の間の年金保険料を免除する制度を拡充する、また、年金資金を活用した教育資金の貸し付けなど、子育ては社会全体で支えるべきとの観点から、このような幅広い支援策を考えるべきではないかと思っております。この点について大臣の御所見をお伺いいたします。

の皆さんが、難しいいんではないかということをお聞きをいたしております。

しかし、結婚された方が二人ずつ、平均して二人お子さんをお産みいただくということになりますと、それで一・五でございまして。したがって、本来一・五ぐらいを目指していかなければならぬいんですけれども、それを少し控え目に見まして一・三九という現在のいわゆる統計の中心をとり

せていただいているところでございまして、少子化対策なるものも十分に行いながら、一・三九というこの出生率は何とか維持をするように努力しなければならぬというふうな思っております。これは、維持をできなければ年金が崩壊する前に日本社会が崩壊して行くというのが私の持論でございまして、そうした意味で、ぜひともこの数字は維持をするようにしたいというふうな思っております。

今、いろいろと少子化対策についての御意見をいただきましたが、今回も三歳までということと一歩前進をさせていただきました。

この奨学金等の問題は、現在やっております奨学金等との整合性の問題もございまして、他の制度との整合性も図りながら考えていかなければならぬ問題でございまして、すべてが年金の中でやらなければならぬというところではないだろうというふうな思っております。全体として少子化対策が前進をいたしますように努力をしなければならぬという決意は持っておりますので、その中でどの分野で何を行うべきかということを明確にしたいというふうな思っております。

○古屋(範)委員 女性と年金をテーマに質問してまいりました。

最後の質問になりますけれども、女性と年金の基本的な問題は、女性が受給する年金額の低さにあると思っております。被保険者期間が二十年以上である男女を比較すると、受給額に大きな格差があります。女性は、勤めていても、子育てのためにやめざるを得なくなる例が依然として多いため、厚

生年金の加入期間も短く、また、男女間の賃金格差も大きいというふうに思います。この問題を年金の問題として認識し、今後さらに女性の生き方が多様化した時代に合った年金制度を構築すべきであると思えます。

また、最後になりますが、やはりこうした年金に關しまして、子供のころからの年金教育、学校を卒業し、仕事をし、どのように年金を納め、納税をし、そして仕事をやめてから、どのような人生設計でもって生涯を送っていくかというような教育が必要ではないかというふうに思っております。まさにそのような個々の生き方の集積が一つの国を形づくるといふふうに考えるわけでございます。すけれども、坂口大臣の二月の小泉内閣メーラマガジン「ほんねとーく」の中で、どのような年金をつくるかは、どのような国づくりをするかということであり、近い将来日本に訪れる少子高齢化社会をどのように乗り切るかが問われていることになる、このような一文がございます。この大臣の描かれる日本の将来のあるべき姿について、最後に御質問をいたします。

○坂口国務大臣 時間が参っておりますから、もう簡単に申し上げさせていただきますと思いが、年金制度を成立させることができ得るかどうか、それはその周辺の政策をどう実現していくか、大きく言えば日本の国づくりをどういうふうにしていくかということとセットの話であるということをお願いいたします。

その中で特に重要なことは、やはり、女性だけではありません、女性を含めたすべての人の働き方というものをどのようにしていくかということ、少子化社会にとりまして非常に大事な問題でございます。働かざるを得ない状況からして、いっただけいいか、これは企業にだけお願いをするというのではなくて国全体で考えていかなければならない問題であるということを中心に述べた次第でございます。そういう覚悟でこれからもやっつけていきたいと思います。

○古屋(範)委員 以上で質問を終わらせていただきます。

きます。ありがとうございました。

○衛藤委員長 次に、民主党・無所属クラブ、日本共産党、社会民主党・市民連合所属委員の質疑に入ることといたしておりますが、質疑者の通告が得られません。質疑者の通告を要請いたしますので、しばらくお待ちください。速記をとめてください。

(速記中止)

○衛藤委員長 速記を起してください。

民主党・無所属クラブ、日本共産党、社会民主党・市民連合所属委員に対し、質疑者の通告を要請いたしました。質疑者の通告が得られません。

この際、暫時休憩いたします。

午後二時四十三分休憩

(休憩後は会議を開くに至らなかつた)

第一類第七号

厚生労働委員会議録第九号

平成十六年四月七日

平成十六年四月十六日印刷

平成十六年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局